

鎌倉市のみどり

(緑の基本計画推進の取組)

令和6年度版

(令和4～5年度までの実績)

関係資料

鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取組）

令和6年度版 関係資料 目次

I	計画推進の取組と実績	
1.	特定地区に関する取り組みと実績等	1
(1)	都市計画等により定める区域	1
ア	特別緑地保全地区	1
(2)	緑の基本計画で設定する区域	5
ア	保全配慮地区	5
イ	緑化重点地区	7
II	緑の現況に関する基礎資料	
1.	都市公園等施設緑地に関する資料	8
(1)	都市公園等施設緑地に関する資料	8
ア	都市計画公園等施設緑地一覧表	8
	○街区公園（都市計画公園）	
	○街区公園（都市公園）	
	○近隣公園	
	○地区公園	
	○総合公園	
	○風致公園	
	○都市林	
	○都市緑地	
	○児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場	
	○市の管理する緑地	
	○市民緑地	
(2)	トラスト団体等が管理する緑地	19
	○神奈川県が管理する緑地（トラスト緑地）	
	○公益財団法人鎌倉風致保存会が管理する緑地	
(3)	公園愛護会、街路樹愛護会等一覧	20
	○公園愛護会	
	○街路樹愛護会	
	○市民緑地愛護会	
(4)	公的な緑地保全・緑化推進団体等	22
(5)	その他の緑化推進団体	22
2.	史跡・名勝・天然記念物等	
(1)	史跡・名勝・天然記念物	23
(2)	その他緑地に関する資料	26
III	鎌倉市緑政審議会に関する資料	
1.	主な審議事項等	28
2.	鎌倉市緑政審議会委員	28
IV	その他	
1.	緑の基本計画推進の取組に関連する事項等	30
2.	国・県に対する施策・制度・予算に関する要望まとめ	32
3.	近年の主な各種顕彰表彰・受賞歴	34

I 計画推進の取組と実績

1. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域

ア 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度の周知を図るとともに、候補地内での土地利用等に対して保全の要請をしています。

特別緑地保全地区制度

(都市緑地法第12条・首都圏近郊緑地保全法第5条)

特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)^{※1}は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

○制度の概要

■指定要件

(都市緑地法第12条)

都市計画区域内(鎌倉市の場合は全市域です。)の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 1 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。)として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
イ 風致又は景観が優れていること。
ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

(首都圏近郊緑地保全法第5条)

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、近郊緑地保全計画^{※2}に定める基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

- 1 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。
- 2 特に良好な自然環境を有すること。

■指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として都市計画決定を行います。決定主体は次のとおりです。

- ・近郊緑地特別保全地区・2市をまたぐ10ha以上の特別緑地保全地区は、神奈川県が指定(都市計画決定)します。
- ・それ以外の地区は、鎌倉市が指定(都市計画決定)します。

■地区内での行為の制限(都市緑地法第14条第1項)

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 水面の埋立て又は干拓
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

■特別緑地保全地区指定による土地所有者への主な優遇制度

○国の制度による主な優遇措置

- ・相続税が、山林及び原野については、8割評価減となります。(財産評価基本通達50-2、58-5、123-2)
- ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。
- ・行為の不許可処分を受けた場合、土地所有者は、市に土地の買入れを申出ることができます。譲渡所得に2,000万円の控除が適用されます。

○鎌倉市の制度による主な優遇措置

- ・鎌倉市市税条例に基づき、固定資産税、都市計画税が課税されません。(国の制度では、最大1/2までの固定資産税の減免です。)

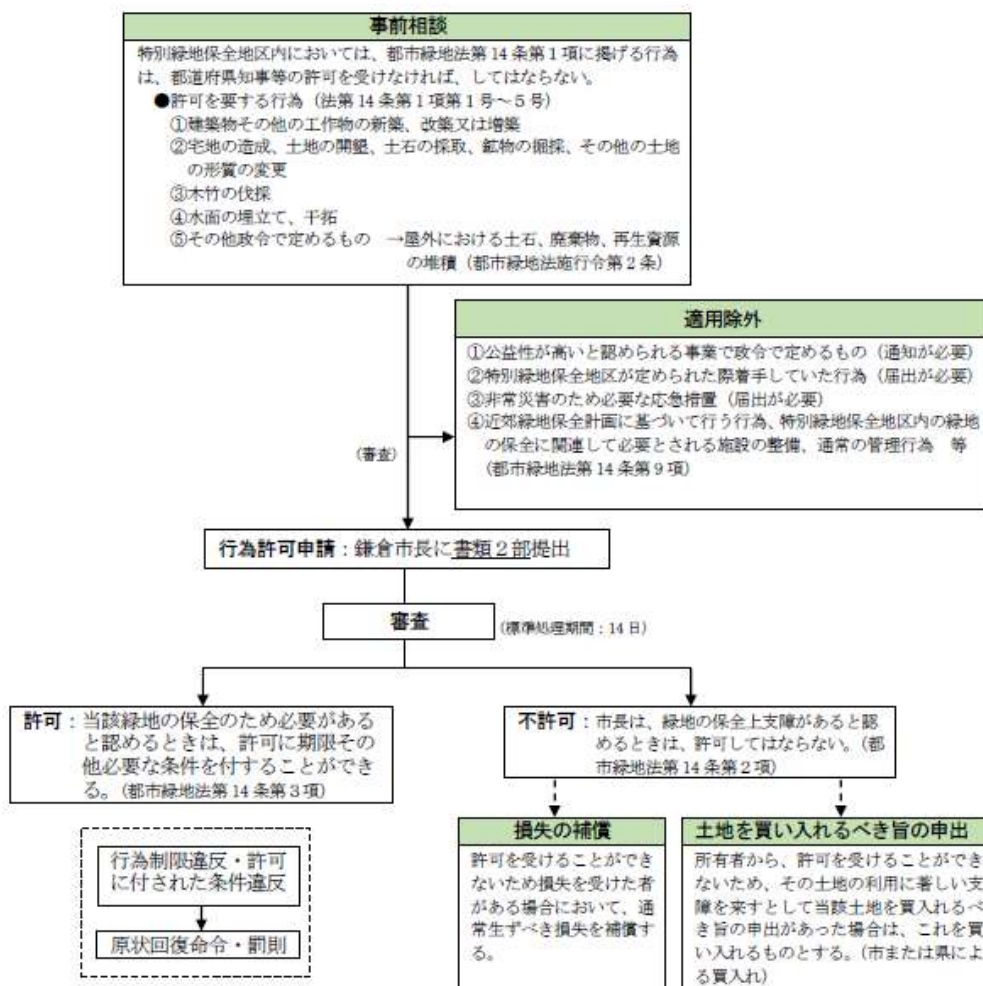
^{※1} 近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されるものですが、行為の規制等が特別緑地保全地区とほぼ同一のため、都市計画としては同一の地域地区として一本化されています。

^{※2} 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(平成19年2月14日国土交通省告示第130号)

【鎌倉市におけるお問合せ】

候補地や指定について：都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467-61-3486（直通）
 地区内での行為について：都市景観部都市景観課風致担当 電話 0467-61-3465（直通）

○特別緑地保全地区内における行為について（参考）



○特別緑地保全地区候補地での緑地保全のお願い

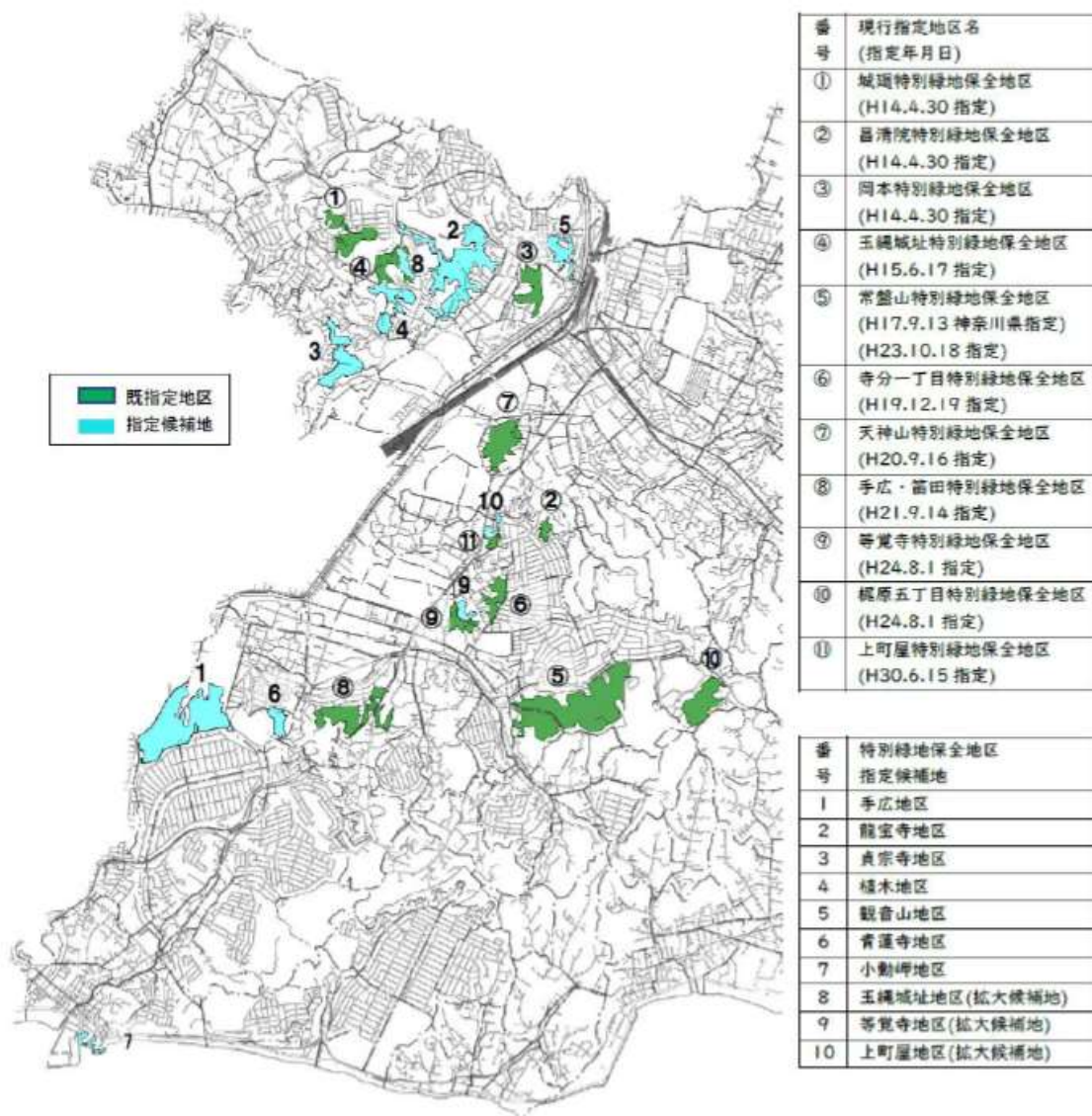
都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、指定により良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度で、本市では、これまで11地区、約49.4ヘクタールを指定しています。（1地区、約19ヘクタールは、神奈川県により指定された地区です。）

特別緑地保全地区に指定されると、建築行為など一定の行為が制限されることになりますが、優遇税制による土地所有コストの軽減など、土地所有者に対するメリットもある制度です。

鎌倉市は緑の基本計画で、特別緑地保全地区候補地を明らかにして、指定に向けた取り組みを順次進めていますので、保全に対する協力をお願いします。

指定候補地の土地では、特別緑地保全地区としての規制はありませんが、土地利用等をご計画の際には、あらかじめご相談いただきますようお願いいたします。

■特別緑地保全地区（既指定地・候補地）の概ねの位置（参考）



【鎌倉市緑の基本計画 P137 掲載の図です。】

本市では独自の緑地保全に関する制度である「保存樹林制度」、「緑地保全契約制度」、「樹林管理事業^{※3}」、「民有緑地維持管理助成事業」により、緑地の保全を図るとともに、優遇税制^{※4}より土地所有者の保全に対する支援等を行っておりますので、ご協力をお願いします。

それぞれの制度・事業の詳細はみどり公園課みどり担当にお問合せください。

■保存樹林制度（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく指定です。）

- ◆ 指定対象・期間：土地の面積が500平方メートル以上で、樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れているもの等で、期間は3年間です。

■緑地保全契約制度（鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく契約です。）

- ◆ 対象緑地・期間：市街化区域の概ね1,000平方メートル以上の緑地で、期間は原則10年間です。

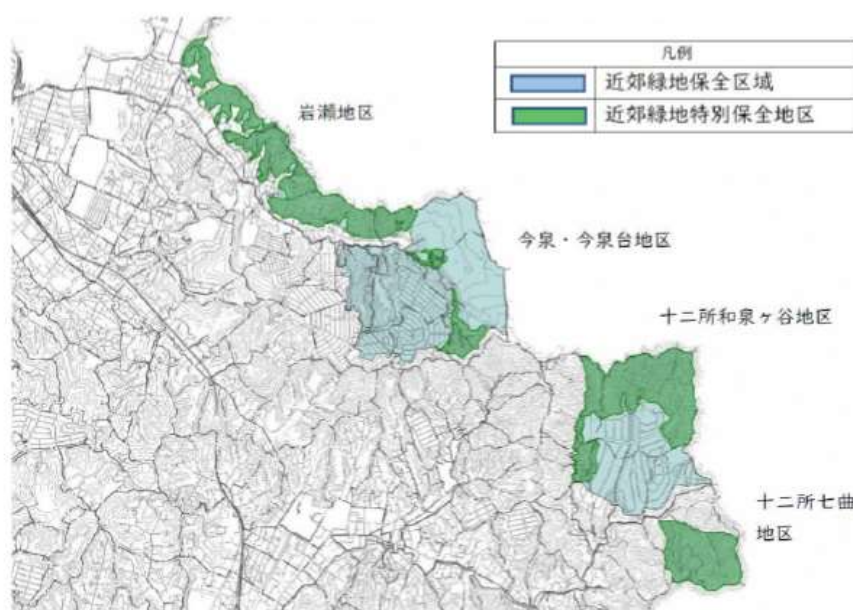
■鎌倉市樹林管理事業（鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づく事業です。）

- ◆ 「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「緑地保全推進地区」を対象に、樹林地を良好に管理するために、市が予算の範囲内で、除伐、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。

■民有緑地維持管理助成事業（鎌倉市民有緑地維持管理助成事業要綱に基づく事業です。）

- ◆ 森林の有する公益的機能の維持増進と、将来にわたり良好な緑地を保全するため、土地所有者等が行う民有緑地の維持管理に対し市が助成を行うものです。

■鎌倉近郊緑地特別保全地区の概ねの位置（参考）



【鎌倉市緑の基本計画 P136 掲載の図です。】

※3 樹林管理事業は、特別緑地保全地区に指定された後に適用される制度です。

※4 優遇税制は、特別緑地保全地区に指定された後に適用されます（鎌倉市市税条例による）。

(2)緑の基本計画で設定する区域

ア 保全配慮地区

保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。

鎌倉市緑の基本計画で定める保全配慮地区について

令和4年3月に改定した「鎌倉市緑の基本計画」では、都市緑地法第四条第2項第6号に基づく「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）」を設定しています。

保全配慮地区は、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行う地区ではありませんが、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、緑地の保全に配慮したきめ細かい施策を展開すべき地区です。

保全配慮地区に設定されている地区内で、開発事業や建築等をご計画される際には、次の事項について格段のご配慮をお願いいたします。

- 1 良好な緑地を所有されているときは、保全にご協力ください。
- 2 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で保全にご協力ください。
- 3 建築等に伴い、敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、周辺の緑地を構成するものや鎌倉在来のものを中心に使用してください。また、海岸に近く潮風の強く当たる土地では、樹種の特長としての「耐潮性」にご配慮ください。（裏面参照）
- 4 敷地が道路に接する部分を緑化する場合に、一定の要件に合えば、その経費の一部を補助する制度（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業[※]）の活用をご検討ください。
- 5 良好な樹木や樹林地の保全を支援する制度（保存樹木等、緑地保全契約）の活用をご検討ください。

※鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく緑化は補助の対象外です。その他要件はお問い合わせください。

ご不明な内容等がございましたら、担当課までお問い合わせください。

●保全配慮地区の概ねの位置（参考）



（事務担当：都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467-61-3486）

【参考】保全配慮地区で使用していただきたい樹種等

分 類		樹 種 等
高木	針葉樹	イヌマキ☆、カヤ☆、クロマツ☆
	常緑 広葉樹	アラカシ☆、クロガネモチ☆、シラカシ☆、スダジイ☆、タブノキ☆、モチノキ☆、モッコク☆、ヤマモモ☆
	落葉 広葉樹	イヌシデ★、イロハモミジ★、エゴノキ☆、エノキ☆、オオシマザクラ☆、クヌギ、ケヤキ★、コナラ★、ヤマザクラ★
中木	常 緑	アオキ☆、イヌツゲ☆、ウバメガシ☆、カクレミノ☆、カナメモチ☆、キンモクセイ、ゲッケイジュ☆、サザンカ☆、サンゴジュ☆、トベラ☆、ネズミモチ☆、ヒイラギ☆、ヒイラギモクセイ☆、ヤブツバキ☆
	落 葉	ウメ☆、カイドウ、シモクレン、ムクゲ
低木	常 緑	アセビ、カンツバキ☆、シャリンバイ☆、ジンチョウゲ、ツツジ・サツキ類、ナンテン、ハクチョウゲ★、ハマヒサカキ☆、ヒイラギナンテン、ヒサカキ☆、マサキ☆、ヤツデ☆、マルバシャリンバイ☆
	落 葉	アジサイ★、ウツギ、ガクアジサイ☆、タニウツギ、ドウダンツツジ★、ハギ、ボケ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ
地被類		シャガ、ヤブラン☆、ジャノヒゲ☆、ユキノシタ、ツワブキ★

☆…一般的に、比較的潮に強いとされている樹種

★…一般的に、潮に弱いとされている樹種

- イ 緑化重点地区
緑化重点地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。

鎌倉市緑の基本計画で定める緑化重点地区について

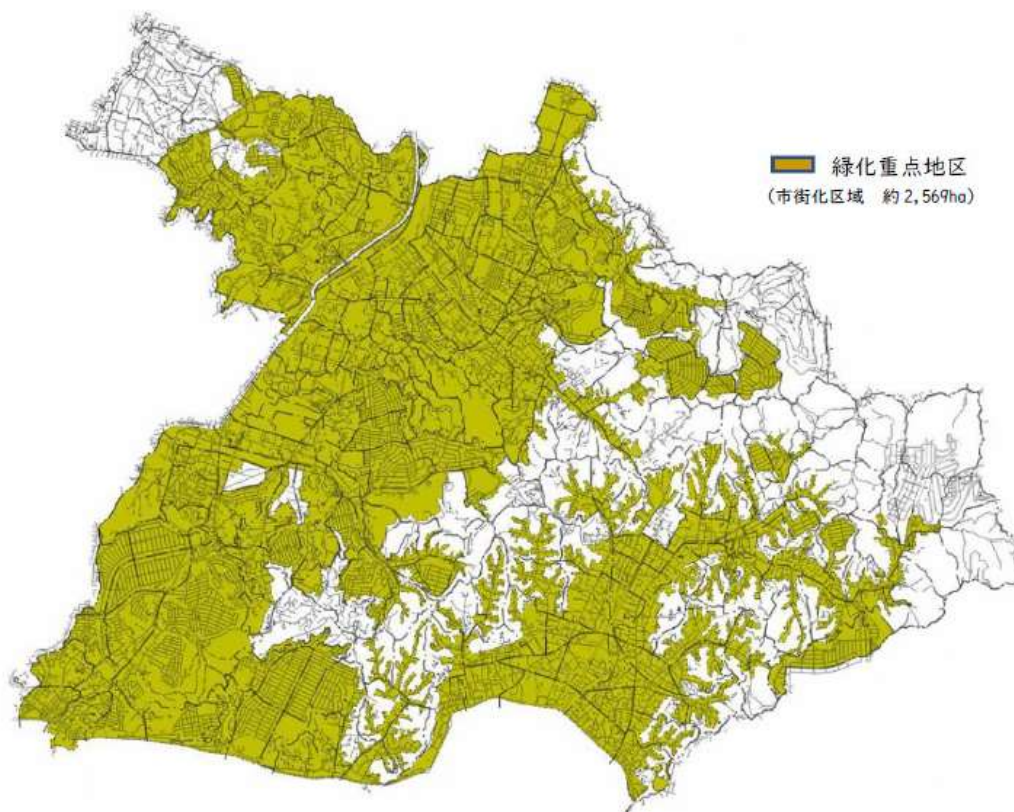
令和4年3月に改定した「鎌倉市緑の基本計画」では、都市緑地法第四条第2項第8号に基づく「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」を設定しています。

緑化重点地区は、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致の維持が特に重要な地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定め、緑化施策を講じる制度です。

都市計画法により指定する地域地区とは異なり土地利用の規制を伴う地区ではありませんが、鎌倉市では、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざしています。

ご不明な内容等がございましたら、担当課までお問い合わせください。

●緑化重点地区の概ねの位置（参考）



（事務担当：鎌倉市都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467-61-3486）

Ⅱ 緑の現況に関する基礎資料

1. 都市公園等施設緑地に関する資料

(1) 都市公園等施設緑地に関する資料

ア 都市計画公園等施設緑地一覧表

○街区公園(都市計画公園)※1

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定	所在地	備考
1	栄町	0.10	—	S31. 9. 24	大船四丁目 1044-139	区域変更 S50. 9. 9 大船駅周辺緑化重点地区
2	石原谷戸	0.26	S56. 6. 1	S58. 12. 15	関谷字石原谷戸 898-167	市街化調整区域
3	中村	0.12	S53. 7. 1	S58. 12. 15	城廻字中村 481-3	
4	清水小路	0.24	S54. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字清水小路 771-19	
5	中村ひつじ	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字中村 423-149	
6	清水小路東	0.13	S55. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字清水小路 668-27	
7	峯ノ下こじか	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	植木字峰ノ下 824-4	
8	長島ふな	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15	上町屋字長島 550-5	
9	吉ガ沢かえで	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	今泉台三丁目 1136-546	
10	滝ノ入南	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	今泉台五丁目 1100-101	近郊緑地保全区域
11	亀ガ淵	0.10	S53. 7. 1	S58. 12. 15	二階堂字亀ガ淵 257-7	
12	長谷つくし	0.08	S56. 6. 1	S58. 12. 15	長谷一丁目 227-33	
13	一向堂	0.42	S56. 6. 1	S58. 12. 15	常盤字一向堂 922-13	市街化調整区域
14	仲ノ坂こうま	0.06	S56. 6. 1	S58. 12. 15	常盤字仲ノ坂 937-223	
15	大久保	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	梶原五丁目 1494-18	常盤山保全配慮地区
16	ききょうやま	0.12	S53. 2. 1	S58. 12. 15	梶原五丁目 1494-12	常盤山保全配慮地区
17	日当	0.17	S53. 7. 1	S58. 12. 15	梶原三丁目 1157-45	
18	大平山	0.37	S51. 10. 1	S58. 12. 15	寺分三丁目 836-2	
19	鎌倉山西	0.13	S54. 9. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-224	
20	鎌倉山西すみれ	0.06	S54. 9. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-157	
21	西鎌倉山ひばり	0.05	S57. 6. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1079-4	
22	西鎌倉山北	0.60	S57. 6. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-332	
23	萩郷	0.36	S54. 9. 1	S58. 12. 15	笛田二丁目 927-1	
24	若松たんぼぼ	0.08	S54. 9. 1	S58. 12. 15	鎌倉山一丁目 1402-12	鎌倉山保全配慮地区
25	西鎌倉山南	0.34	S57. 6. 1	S58. 12. 15	腰越 1525-9	区域変更 S61. 10. 1
26	正福寺	0.34	S55. 9. 1	S58. 12. 15	稲村ガ崎五丁目 732-131	
27	七里ガ浜かもめ	0.08	S53. 2. 1	S58. 12. 15	七里ガ浜二丁目 1308-22	
28	腰越さる	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15	腰越一丁目 366-8	
29	西鎌倉三丁目	0.12	S51. 10. 1	S58. 12. 15	西鎌倉三丁目 1095-173	
30	西鎌倉二丁目	0.24	S51. 10. 1	S58. 12. 15	西鎌倉二丁目 1015-59	
31	中村ふくろう	0.06	S53. 7. 1	S60. 5. 23	城廻字中村 423-147	
32	打越北	0.13	S54. 9. 1	S60. 5. 23	城廻字打越 100-105	
33	打越東	0.11	S54. 9. 1	S60. 5. 23	城廻字打越 100-77	
34	富士塚	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23	寺分二丁目 877-36	
35	上関	0.11	S51. 10. 1	S60. 5. 23	笛田四丁目 1071-37	
36	びわだ北	0.16	S53. 2. 1	S60. 5. 23	笛田五丁目 1835-157	
37	びわだ南	0.15	S53. 2. 1	S60. 5. 23	笛田五丁目 1835-71	
38	七里ガ浜東つつじ	0.09	S53. 2. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1468-35	
39	七里ガ浜東四丁目	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1447-5	
40	七里ガ浜東三丁目	0.10	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東三丁目 1541-92	
41	七里ガ浜東いるか	0.06	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1380-40	

鎌倉市のみどり 令和6年度版 関係資料

※1 「都市計画公園」は、都市計画法に定める都市施設のうち、公園として都市計画決定されたものです。

四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定	所在地	備考
42	七里ガ浜東五丁目	0.17	S51.10. 1	S60. 5.23	七里ガ浜東五丁目 2066-8	
43	七里ガ浜かめ	0.09	S51.10. 1	S60. 5.23	七里ガ浜東二丁目 1331-259	
44	丹後ガ谷	0.17	S53. 7. 1	S60. 5.23	津字丹後ガ谷 602-206	
45	腰越山王下	0.12	S58.10. 1	S60. 5.23	腰越字山王下 1643-7	
46	がんだがや南	0.12	S53. 2. 1	S60. 5.23	津字蟹田谷 1037-31	
47	片岡どじょう	0.08	S53. 2. 1	S60. 5.23	手広四丁目 1500-41	
	計	7.28				

※計の 7.28ha は、供用開始済みの公園面積の合計面積(未供用の栄町公園を除いた面積)

○街区公園(都市公園)※1

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
1	七里ガ浜東二丁目	0.17	S51.10. 1	七里ガ浜東二丁目 2226-155	区域変更 S63. 4.1(0.14→0.17)
2	がんだがや北	0.62	S51.10. 1	津字蟹田谷 1040-77	
3	峯	0.13	S51.10. 1	手広二丁目 434-2	
4	下坪かえる	0.07	S51.10. 1	関谷字下坪 366-33	
5	大船はと	0.07	S51.10. 1	大船六丁目 1565-2	大船駅周辺緑化重点地区
6	やとのまえ	0.52	S51.10. 1	大船字谷之前 1820-84	区域変更 H6. 4.1
7	今泉りす	0.10	S51.10. 1	今泉二丁目 1270-139	
8	今泉	0.17	S51.10. 1	今泉二丁目 1480-111	
9	柳谷戸ひよこ	0.03	S51.10. 1	今泉台一丁目 1301-49	
10	吉ガ沢	0.14	S51.10. 1	今泉台四丁目 1136-534 他	
11	滝ノ入北	0.18	S51.10. 1	今泉台六丁目 930-89	市街化調整区域
12	滝ノ入うさぎ	0.08	S51.10. 1	今泉台七丁目 900-207	近郊緑地保全区域
13	腰越かに	0.07	S53. 2. 1	腰越一丁目 383-43	
14	御所五郎丸	0.03	S53. 2. 1	腰越字御所 1677-64	
15	御所ためき	0.04	S53. 2. 1	腰越字御所 1677-22	
16	がんだがやふじ	0.06	S53. 2. 1	津字蟹田谷 1036-2	
17	西鎌倉すずめ	0.06	S53. 2. 1	西鎌倉四丁目 894-65	
18	片岡	0.13	S53. 2. 1	手広四丁目 780-69	
19	上関きりん	0.07	S53. 2. 1	笛田四丁目 1071-3	
20	上関もぐら	0.06	S53. 2. 1	笛田四丁目 1152-17	
21	城宿どんぐり	0.04	S53. 2. 1	城廻字城宿 394-17	
22	打越西	0.14	S53. 2. 1	城廻字打越 283-3	
23	柳谷戸つばめ	0.03	S53. 2. 1	今泉台一丁目 1270-158	
24	池ノ坂いちよう	0.03	S53. 7. 1	寺分二丁目 680-48	
25	七里ガ浜二丁目	0.26	S54. 9. 1	七里ガ浜二丁目 1331-359	腰越保全配慮地区
26	丹後ガ谷いなご	0.03	S54. 9. 1	津字丹後ガ谷 602-181	
27	丹後ガ谷やまばと	0.05	S54. 9. 1	津字丹後ガ谷 601-86	
28	広町パンダ	0.09	S54. 9. 1	腰越字広町 1716-46	区域変更 S58.10.1
29	谷際ゆり	0.04	S55. 9. 1	手広二丁目 133-77	
30	上町屋	0.16	S55. 9. 1	寺分字藤塚 461-7	
31	城宿きじ	0.04	S55. 9. 1	城廻字城宿 357-14	
32	田辺	0.12	S56. 4. 1	七里ガ浜二丁目 2249-2	稲村ガ崎保全配慮地区
33	玉縄五丁目	0.10	S56. 4. 1	玉縄五丁目 9-3	
34	田辺広町	0.13	S56. 6. 1	七里ガ浜一丁目 2066-16	区域変更 H9. 6.1(0.12→0.13)
35	西鎌倉山うぐいす	0.04	S57. 6. 1	津字猫池 1059-13	
36	やとのまえぞう	0.07	S57. 6. 1	大船字谷之前 1709-20	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
37	東泉水つばき	0.06	S57. 6. 1	浄明寺五丁目 334-2	

※1 四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
38	陣屋坂もず	0.05	S58. 3. 1	植木字相模陣 422-15	区域変更 H20. 4. 1(0.02→0.05)
39	腰越ちどり	0.03	S58. 4. 1	腰越三丁目 68-66	
40	七里ガ浜東五丁目北	0.26	S58. 4. 1	七里ガ浜東五丁目 1468-18	
41	寺分とんぼ	0.01	S58. 4. 1	寺分三丁目 877-7	
42	石原谷戸とび	0.03	S58. 4. 1	関谷字下坪 633-22	
43	今泉あざみ	0.03	S58. 4. 1	今泉二丁目 1290-16	
44	十二所ひよどり	0.03	S58. 10. 1	十二所字鑓ガ谷 665-13	歴史的風土保存区域
45	七里ガ浜東かば	0.01	S58. 10. 1	七里ガ浜東五丁目 1620-21	
46	谷際さくら	0.02	S58. 10. 1	手広二丁目 133-135	
47	今泉台六丁目	1.15	S58. 10. 1	今泉台六丁目 900-593	歴史的風土保存区域・特別保存地区・近郊緑地保全区域
48	玉縄やぎ	0.05	S59. 4. 1	玉縄五丁目 3-29	
49	大船つぐみ	0.03	S59. 4. 1	大船六丁目 1565-9	
50	日坂あかね	0.11	S59. 4. 1	腰越字日坂 750-5	区域変更 S63. 4. 1(0.09→0.11)
51	相模陣あひる	0.02	S60. 4. 1	植木字相模陣 598-5	
52	岩瀬めだか	0.05	S60. 4. 1	岩瀬一丁目 1-108	大船駅周辺緑化重点地区
53	長谷なでしこ	0.02	S60. 4. 1	長谷一丁目 305-15	
54	腰越ふぐ	0.03	S60. 4. 1	腰越一丁目 738-105	
55	腰越ひまわり	0.02	S60. 4. 1	腰越一丁目 348-154	
56	丹後ガ谷せみ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 603-47	
57	丹後ガ谷くるみ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 602-137	
58	丹後ガ谷ちゃぼ	0.03	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 602-18	
59	丹後ガ谷こおろぎ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 601-38	
60	西ガ谷れんげ	0.02	S60. 4. 1	手広四丁目 805-12	
61	今泉台あめんぼ	0.01	S61. 4. 1	今泉台二丁目 1141-2	
62	清水塚きつね	0.08	S61. 4. 1	山崎字清水塚 1495-23	
63	七里ガ浜あしか	0.09	S61. 4. 1	七里ガ浜一丁目 2043-12	
64	西ガ谷ろば	0.06	S61. 4. 1	手広四丁目 878-38	
65	植木谷戸	0.10	S61. 10. 1	植木字植木谷戸 19-25	
66	相模陣よもぎ	0.03	S61. 10. 1	植木字相模陣 663-16	
67	釈迦堂みみずく	0.04	S61. 10. 1	浄明寺一丁目 619-10	区域変更 H3. 4. 1(0.01→0.04) 歴史的風土保存区域
68	七里ガ浜東あざらし	0.05	S61. 10. 1	七里ガ浜東五丁目 1332-161	
69	玉縄さくらんぼ	0.05	S62. 4. 1	玉縄二丁目 525-12	
70	台五丁目	0.19	S62. 4. 1	台五丁目 945-6	
71	七里ガ浜東うずら	0.01	S62. 4. 1	七里ガ浜東五丁目 1468-43	
72	七里ガ浜あさり	0.01	S62. 4. 1	七里ガ浜一丁目 1292-21	
73	鎌倉山もも	0.01	S63. 4. 1	鎌倉山二丁目 1557-9	鎌倉山保全配慮地区
74	梶原ひなげし	0.02	S63. 4. 1	梶原四丁目 1700-25	
75	小袋谷つる	0.05	S63. 4. 1	小袋谷一丁目 151-1	大船駅周辺緑化重点地区
76	下耕地うぐい	0.02	S63. 4. 1	常盤字下耕地 79-3	
77	津西まつむし	0.06	S63. 4. 1	津西一丁目 892-60	腰越保全配慮地区
78	津西一丁目	1.05	S63. 4. 1	津西一丁目 873-63	腰越保全配慮地区
79	日坂はぎ	0.04	S63. 4. 1	津字日坂 513-9	
80	前田かじか	0.02	H 1. 4. 1	山崎字前田 1170- 15	
81	玉縄とき	0.08	H 1. 4. 1	玉縄四丁目 2-4	
82	由比ガ浜ぼら	0.02	H 1. 4. 1	由比ガ浜四丁目 1134-10	
83	西ガ谷あやめ	0.02	H 1. 4. 1	手広四丁目 855-30	
84	七里ガ浜東さざえ	0.07	H 1. 4. 1	七里ガ浜東二丁目 2261-23	区域変更 H13. 4. 1(0.02→0.07) 稲村ガ崎保全配慮地区
85	城宿らくだ	0.03	H 1. 4. 1	城廻字城宿 340-4	

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
86	笛田くま	0.07	H 1. 4. 1	笛田三丁目 466-10	
87	岩瀬ぼたん	0.02	H 2. 4. 1	岩瀬字内耕地 927-3	
88	西ガ谷わらび	0.02	H 2. 4. 1	手広四丁目 878-49	
89	大船むくどり	0.04	H 2. 4. 1	大船五丁目 1500-73	大船駅周辺緑化重点地区
90	大船ほたる	0.03	H 2. 4. 1	大船五丁目 1500-76	大船駅周辺緑化重点地区
91	二階堂もみじ	0.02	H 2. 4. 1	二階堂字杉ヶ谷 454-7	
92	岩瀬あゆ	0.03	H 2. 4. 1	岩瀬字上耕地 671-3	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
93	高野	0.53	H 3. 4. 1	高野 5-2	
94	由比ガ浜はぜ	0.02	H 3. 4. 1	由比ガ浜三丁目 258-10	
95	大町めじろ	0.02	H 3. 4. 1	大町四丁目 1918-8	
96	雪ノ下きつつき	0.02	H 3. 4. 1	雪ノ下一丁目 210-2	鎌倉駅周辺緑化重点地区
97	梶原やまめ	0.02	H 4. 4. 1	梶原 68-5	
98	戸部みつばち	0.06	H 4. 4. 1	岡本一丁目 120-65	
99	笛田さざんか	0.01	H 4. 4. 1	笛田三丁目 1405-71	
100	相模陣東	0.13	H 4. 4. 1	植木 347-10	
101	玉縄かけす	0.02	H 4. 4. 1	玉縄四丁目 254-13	
102	岡本耕地	0.11	H 4. 4. 1	岡本 1022-26	
103	手広なのはな	0.02	H 4. 4. 1	手広一丁目 41-8	
104	常盤さつき	0.03	H 4. 4. 1	常盤 270-4	
105	十二所	0.24	H 5. 4. 1	十二所 967-68	
106	大町ほおじろ	0.01	H 5. 4. 1	大町五丁目 1968-42	
107	寺分こまどり	0.02	H 5. 4. 1	寺分三丁目 957-14	
108	梶原すずむし	0.02	H 5. 4. 1	梶原二丁目 1169-58	
109	玉縄こいぬ	0.03	H 5. 4. 1	玉縄二丁目 9-37	
110	二階堂すいせん	0.02	H 6. 4. 1	二階堂字荏柄 38-4	
111	陣屋坂	0.10	H 6. 4. 1	植木字相模陣 370-4	
112	常盤かるがも	0.02	H 6. 4. 1	常盤字上耕地 241-5	
113	若宮大路	0.06	H 6. 4. 1	由比ガ浜二丁目 1034-7	鎌倉駅周辺緑化重点地区
114	相模陣あんず	0.04	H 6. 4. 1	植木字相模陣 625-26	
115	岩瀬上耕地	0.21	H 7. 4. 1	岩瀬字上耕地 706-1	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
116	大船きく	0.01	H 7. 4. 1	大船四丁目 1161-3	大船駅周辺緑化重点地区
117	笛田トマト	0.02	H 7. 4. 1	笛田四丁目 1880-11	
118	岩瀬あじさい	0.03	H 7. 4. 1	岩瀬字上耕地 700-3	
119	玉縄ばった	0.02	H 8. 4. 1	玉縄二丁目 9-40	
120	腰越ラッコ	0.04	H 8. 4. 1	腰越一丁目 512-43	腰越保全配慮地区
121	大船りんご	0.04	H 8. 4. 1	大船六丁目 607-13	大船駅周辺緑化重点地区
122	相模陣ふき	0.02	H 8. 4. 1	植木 484-5	
123	梶原すずらん	0.01	H 8. 4. 1	梶原二丁目 913-53	
124	岩瀬こい	0.06	H 9. 6. 1	岩瀬一丁目 1-122	大船駅周辺緑化重点地区
125	腰越くじら	0.02	H 9. 6. 1	腰越三丁目 222-2	
126	由比ガ浜たい	0.02	H 9. 6. 1	由比ガ浜三丁目 200-23	
127	大船やまどり	0.03	H 9. 6. 1	大船五丁目 1487-3	大船駅周辺緑化重点地区
128	玉縄さより	0.04	H 9. 6. 1	玉縄四丁目 258-24	
129	由比ガ浜あわび	0.02	H 9. 6. 1	由比ガ浜二丁目 1037-57	鎌倉駅周辺緑化重点地区
130	台ぐみ	0.05	H10. 4. 1	台四丁目 1339-13	
131	台ぶどう	0.03	H10. 4. 1	台三丁目 724-9	
132	腰越かつお	0.03	H10. 4. 1	腰越一丁目 430-5	
133	岩瀬たなご	0.02	H10. 4. 1	岩瀬一丁目 174-8	
134	岩瀬さんぎょ	0.03	H10. 4. 1	岩瀬一丁目 119-8	大船駅周辺緑化重点地区
135	大船バナナ	0.03	H10. 4. 1	大船五丁目 964-4	大船駅周辺緑化重点地区

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
136	寺分せきれい	0.08	H10. 6. 1	寺分一丁目 502-8	
137	大丸	0.24	H10. 6. 1	常盤字大丸 422-7	
138	由比ガ浜ひらめ	0.02	H10.11. 1	由比ガ浜四丁目 167-59	
139	鎌倉山かりん	0.02	H10.11. 1	鎌倉山三丁目 1069-381	
140	浄明寺こなら	0.02	H10.11. 1	浄明寺六丁目 1362-504	
141	岡本耕地西	0.21	H11. 7. 1	岡本耕地 1189-5	
142	台いちご	0.03	H11. 7. 1	台三丁目 2-14	
143	長谷まつ	0.03	H11. 7. 1	長谷二丁目 182-16	
144	大町みかん	0.02	H11. 7. 1	大町二丁目 2338-11	
145	やとのまえこねこ	0.06	H12. 4. 1	大船谷之前 1870-3	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
146	玉縄二丁目	0.13	H12. 4. 1	玉縄二丁目 469-6	
147	台やまもみじ	0.02	H12. 4. 1	台 1882-5	
148	由比ガ浜うめ	0.02	H13. 4. 1	由比ガ浜三丁目 1173-9	
149	岩瀬しらかし	0.03	H13. 4. 1	岩瀬一丁目 456-6	
150	植谷戸西	0.17	H13. 4. 1	植木字植谷戸 66-5	
151	東勝寺橋ひぐらし	0.02	H13. 4. 1	小町三丁目 460-7	
152	由比ガ浜えび	0.03	H14. 4.26	由比ガ浜四丁目 167-63	
153	長谷うみねこ	0.05	H14. 4.26	長谷二丁目 161-38	
154	台あらかし	0.03	H14. 4.26	台 1895-7	
155	岡本アオサギ	0.02	H14. 4.26	岡本一丁目 109-4	大船駅周辺緑化重点地区
156	台はなみずき	0.06	H15. 4. 1	台五丁目 550-27	
157	梶原こぶし	0.03	H15. 4. 1	梶原一丁目 813-8	
158	笛田コアラ	0.02	H15. 4. 1	笛田三丁目 463-3	
159	常盤やまぶき	0.02	H15. 4. 1	常盤 10-15	深沢地域国鉄跡地周辺緑化重点地区
160	大船ライラック	0.02	H15. 4. 1	大船五丁目 973-3	大船駅周辺緑化重点地区
161	山崎打越	0.20	H15. 4. 1	山崎 1390-55	
162	梶原きんもくせい	0.02	H16. 4. 1	梶原二丁目 982-42	
163	台もちのき	0.03	H16. 4. 1	台三丁目 750-7	
164	台亀井	0.18	H16. 4. 1	台字亀井 1980-10	
165	山崎ひめしゃら	0.05	H18. 4. 1	山崎字倉久保 2289-44	
166	岡本むくげ	0.04	H18. 4. 1	岡本字外耕地 1500-29	
167	岡本けやき	0.08	H18. 4. 1	岡本字外耕地 1500-30	
168	材木座ひるがお	0.02	H18. 4. 1	材木座三丁目 62-108	
169	岩瀬げんごろう	0.05	H18. 4. 1	岩瀬一丁目 27-28	大船駅周辺緑化重点地区
170	岡本外耕地	0.12	H19. 4. 1	岡本字外耕地 1500-128	
171	坂ノ下はまなす	0.03	H19. 4. 1	坂ノ下 291-8	
172	笛田ぎんなん	0.05	H19. 4. 1	笛田三丁目 921-1	
173	山ノ内ハクモクレン	0.02	H19. 4. 1	山ノ内字宮下小路 571-5	
174	稲村ガ崎びわ	0.04	H19. 4. 1	稲村ガ崎四丁目 619-14	
175	宮之前あげび	0.03	H19. 4. 1	大船字宮之前 2028-51	
176	常盤かわせみ	0.02	H20. 4. 1	常盤字下耕地 1-3 他	
177	台くすのき	0.02	H20. 4. 1	台五丁目 550-44	
178	山崎かぶとむし	0.04	H20. 4. 1	山崎字八反目 980-11	
179	材木座たぶのき	0.09	H20. 4. 1	材木座四丁目 342-1 他	
180	大船なんてん	0.04	H21. 7. 1	大船字高野 2713-3 他	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
181	梶原六本松	0.24	H22. 4. 1	梶原五丁目 1330-1	常盤山保全配慮地区
182	岡本ゆずりは	0.09	H23. 4. 1	岡本字外耕地 1370-9	
183	梶原やまぼうし	0.02	H23. 4. 1	梶原二丁目 982-65	
184	台ポニー	0.02	H24.10.31	台五丁目 806 番 9	
185	由比ガ浜とびうお	0.02	H26. 7. 3	由比ガ浜二丁目 1014 番 15	

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
186	台すすき	0.02	H27. 3. 1	台五丁目 550 番 62	
187	岩瀬はや	0.03	H27. 3. 1	岩瀬一丁目 27 番 32	
188	下坪	0.18	H28. 1. 26	関谷字下坪 387-77 他	
189	西ガ谷ひょうたん	0.06	H30. 6. 1	手広五丁目 727 番 18	
190	岩瀬一丁目公園	0.16	R2. 5. 25	岩瀬一丁目 1 番 152 号	
191	常盤うなぎ	0.02	R5. 6. 28	常盤字下耕地 18 番 19	
	計	14.49			

○近隣公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積 (約)	年月日			
岩瀬下関 防災公園	0.9ha	H 23. 6. 29	H27. 4. 1 (0.9ha)	岩瀬字上耕地 630-7	
笛田一丁目公園		—	H28. 5. 1 (0.47ha)	笛田一丁目 8-1 他	

○地区公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
源氏山公園	9.5ha	S31. 9. 24(当初決定) S50. 9. 9(名称変更)	S41. 10. 20 (9.2ha)	扇ガ谷四丁目 649-1	市街化調整区域 他に 0.3ha 供用
笛田公園	5.2ha 5.5ha 5.9ha	S41. 3. 2(当初決定) S50. 9. 9(区域拡大) (名称変更) S54. 2. 27(区域拡大)	S52. 6. 1 (0.34ha) S54. 11. 1 (1.52ha) S55. 5. 20 (1.87ha) H18. 4. 1 (5.9ha)	笛田三丁目 30-1	市街化調整区域(一部)

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しているものです。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しているものです。

○総合公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
鎌倉海浜公園	52.5ha 31.6ha 28.2ha 28.1ha	S31. 9. 24(当初決定) S41. 3. 2(区域変更) S50. 9. 9(名称変更) R 1. 6. 14(名称変更) (区域変更) R 5. 11. 30(区域変更)	S41. 10. 20 (2.14ha) S57. 6. 1 (4.46ha) H 2. 4. 1 (6.63ha) H14. 4. 26 (7.0ha)	由比ガ浜四丁目 7-1 稲村ガ崎一丁目 285-1 坂ノ下 34	市街化調整区域(一部)

○風致公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
鎌倉中央公園	23.6ha 23.7ha 51.2ha	S41. 3. 2(当初決定) S45. 3. 31(区域変更) S50. 9. 9(名称変更) S55. 2. 15(区域変更) H19. 11. 16(区域変更)	H 9. 6. 1 (8.5ha) H16. 4. 1 (23.7ha) R2. 4. 14 (42.7ha) R4. 3. 25 (43.6ha) R4. 5. 16 (51.1ha)	山崎 1667	(うち 26.5ha を山崎・ 台峯緑地として供用開 始)
夫婦池公園	7.7ha	H 9. 9. 2(当初決定)	H21. 4. 1 (6.5ha) H30. 5. 21 (6.6ha)	鎌倉山二丁目 2-2	市街化調整区域
六国見山森林公園	6.9ha	H14. 8. 8	H19. 4. 1 (6.9ha)	高野 36-14 外	
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1 (12.8ha) S61. 4. 1 (12.9ha)	今泉台七丁目 930-1	市街化調整区域

○都市林

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積 (約)	年月日			
鎌倉広町緑地	48.1ha	H 17. 6. 28	H27. 4. 1 (48.0ha) H30. 5. 21 (48.0ha)	津 1133	市街化調整区域 (一部)

※鎌倉広町緑地は、都市計画緑地として都市計画決定し、都市林として供用しているものです。

○都市緑地

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
手広 1-1 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.01ha)	手広二丁目 133- 175	
手広 1-2 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.02ha)	手広二丁目 133- 173	手広・笛田特別緑地保 全地区(一部)
津 1 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.95ha)	津字大井久保 1147-1	
津 2-2 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.01ha)	津字日坂 460-2	
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1 (4.24ha)	浄明寺六丁目 323 外 68 筆、大町七丁 目	市街化調整区域(一 部)
山ノ内西瓜ヶ谷緑 地	1.4ha	H21. 12. 16	H26. 6. 1 (1.3ha) H29. 6. 15 (1.4ha)	山ノ内 1140-1 外 9 筆	
山ノ内東瓜ヶ谷緑 地	—	—	H29. 6. 15 (0.3ha)	山ノ内字東瓜ヶ 谷 1236 外 6 筆	歴史的風土保存区域
山崎・台峯緑地	8.6ha	H31. 2. 6	—	山ノ内台字西ノ 台 外	
山ノ内宮下小路緑 地	0.31ha	R1. 12. 2	R4. 3. 25 (0.31ha)	山ノ内字宮下小 路 548 番 1 他	

○児童遊園・子どもの広場・子どもの遊び場・青少年広場※1

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	名称	面積	開設日	所在地	備考
1	二ツ橋児童遊園	0.04	S48. 4. 20	十二所 943-1	
2	よりとも児童遊園	0.05	S41. 9. 5	西御門二丁目 689-1	
3	こめまち児童遊園	0.01	S43. 11. 29	大町一丁目 1033-3	
4	諏訪ガ谷児童遊園	0.06	S48. 4. 20	津西二丁目 769-6	
5	寺分児童遊園	0.02	S48. 4. 20	寺分 485-3	
6	手広児童遊園	0.04	S49. 2. 1	手広三丁目 1419-1	
7	ふじみ児童遊園	0.07	S46. 3. 20	台二丁目 286	大船駅周辺緑化重点地区
8	いわせ第二児童遊園	0.06	S45. 3. 28	岩瀬一丁目 1-93	大船駅周辺緑化重点地区
9	今泉児童遊園	0.03	S43. 2. 20	今泉二丁目 1463-1	
10	たまなわ児童遊園	0.27	S46. 7. 1	玉縄一丁目 4	
11	やと池児童遊園	0.38	S46. 7. 1	玉縄二丁目 7	
12	城山児童遊園	0.50	S46. 7. 1	玉縄二丁目 13-1	
13	山百合児童遊園	0.15	S46. 7. 1	玉縄五丁目 25-1	
14	あまなわ神明社子どもの遊び場	0.01	S45. 4. 20	長谷一丁目 262	
15	鎌倉山子どもの遊び場	0.04	S46. 4. 10	鎌倉山一丁目 1586-6	市街化調整区域 鎌倉山保全配慮地区
16	東瓜ヶ谷子どもの遊び場	0.01	S49. 3. 30	山ノ内 1329	
17	山崎跨線橋下子どもの遊び場	0.06	S47. 5. 1	台一丁目 342	
18	いつくしま神社子どもの遊び場	0.03	S43. 4. 27	小袋谷二丁目 739	大船駅周辺緑化重点地区
19	熊野神社子どもの遊び場	0.06	S56. 12. 18	大船 2028-6	
20	笛田子どもの広場	0.16	S47. 12. 1	笛田三丁目 1142-4	笛田保全配慮地区
21	小袋谷子どもの広場	0.33	S47. 10. 1	大船三丁目 252	大船駅周辺緑化重点地区
22	諏訪ヶ谷青少年広場	0.17	S48. 4. 20	津西二丁目 769-1	
23	さくら青少年広場	0.25	S55. 4. 1	台 1659-1	
24	いわせ下関青少年広場	0.10	S54. 3. 12	岩瀬 630-1	
25	今泉青少年広場	0.09	S49. 2. 1	今泉二丁目 1463-1	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
26	植木青少年広場	0.20	S29. 9. 25	植木 219	
27	今泉台七丁目クローバー広場	0.08	H16. 4. 1	今泉台七丁目 900-592	市街化調整区域
	合計	3.27			

※1 四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

○市が管理する緑地

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入しており、名称は供用開始しているものを除き全て仮称です。

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
1	玉縄 1-1 号	0.04	—	玉縄五丁目 47 番 2	
2	玉縄 1-2 号	0.35	—	玉縄五丁目 21 番 1	
3	津 1 号	1.46	S59.4.1	津 1147 番 1 外 7 筆	一部供用
4	手広 1-1 号	0.01	S59.4.1	手広二丁目 133 番 175	手広・笛田特別緑地保全地区
5	手広 1-2 号	0.02	S59.4.1	手広二丁目 133 番 173	手広・笛田特別緑地保全地区(一部)
6	腰越 1 号	0.35	—	腰越 1101 番 71 外 9 筆	腰越保全配慮地区
	(津 2-1 号)				(同緑地については、供用開始していたため、鎌倉広町緑地供用開始に伴い、廃止。)
7	津 2-2 号	0.01	S59.4.1	津 460 番 2 外 2 筆	
8	梶原 1 号	0.57	—	梶原二丁目 873 番 14 外 1 筆	
9	梶原 2 号	0.64	—	梶原二丁目 980 番 43	
10	梶原 3 号	0.72	—	梶原二丁目 913 番 34 外 1 筆	
11	梶原 4 号	0.72	—	梶原一丁目 828 番 2 外 7 筆	
12	今泉台 1 号	0.09	—	今泉台七丁目 900 番 541 外 2 筆	散在ガ池森林公園候補地 近郊緑地保全区域
13	津 3 号	0.05	—	津 1040 番 88	
14	常盤	2.08	—	常盤 922 番 1 外 45 筆	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区、史跡(一部)
15	関谷	0.46	—	関谷 898 番 117 外 6 筆	関谷公園候補地(一部)
16	今泉 1 号	0.72	—	今泉五丁目 879 番 35 外 13 筆	散在ガ池森林公園拡大候補地 近郊緑地保全区域
17	今泉台 2 号	0.59	—	今泉台六丁目 900 番 608 外 2 筆	近郊緑地保全区域
18	今泉台 3 号	0.13	—	今泉台六丁目 1094 番	歴史的風土特別保存地区
19	今泉台 4 号	0.60	—	今泉台一丁目 1221 番 1 外 1 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
20	今泉台 5 号	0.77	—	今泉台二丁目 1136 番 544 外 4 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
21	今泉台 6 号	1.97	—	今泉台二丁目 1134 番 11 外 10 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
22	今泉台 7 号	0.08	—	今泉台二丁目 1194 番 527	
23	七里ガ浜 1 号	1.43	—	七里ガ浜一丁目 1331 番 43 外 12 筆	腰越保全配慮地区
24	津西 1 号	0.08	—	津西一丁目 820 番 33 外 1 筆	腰越保全配慮地区
25	笛田 1 号	0.94	—	鎌倉山一丁目 1816 番 1 外 32 筆	鎌倉山保全配慮地区
26	(山崎 1 号)	0.17	—	山崎 1574 番 4 外 1 筆	(鎌倉中央公園(拡大区域)に編入)
	(七里ガ浜 2 号)				(鎌倉広町緑地に編入)
27	植木 1 号	0.12	—	植木 19 番 26	玉縄城址特別緑地保全地区
28	七里ガ浜東 1 号	0.13	—	七里ガ浜東五丁目 1332 番 160	
29	笛田 2 号	0.06	—	笛田四丁目 1235 番 50	笛田保全配慮地区
30	梶原 5 号	0.18	—	梶原三丁目 1156 番 25 外 1 筆	
31	梶原 6 号	0.48	—	梶原三丁目 1293 番 38	
32	笛田 3 号	0.14	—	笛田二丁目 754 番 1 外 28 筆	笛田保全配慮地区・H21.4.1 一部 (7,099.35 m ²)を夫婦池公園に編入
33	浄明寺	15.05	H 3.4.1	浄明寺六丁目 323 番外 104 筆	一部供用(約 4.24ha)
34	鎌倉山 1-1 号	0.08	—	鎌倉山一丁目 1402 番 20	
35	鎌倉山 1-2 号	0.07	—	鎌倉山一丁目 1402 番 22	鎌倉山保全配慮地区
36	鎌倉山 1-3 号	0.04	—	鎌倉山一丁目 1402 番 25 外 2 筆	鎌倉山保全配慮地区
37	鎌倉山 1-4 号	0.01	—	鎌倉山一丁目 1664 番 25	鎌倉山保全配慮地区
38	鎌倉山 1-5 号	0.01	—	鎌倉山一丁目 1402 番 6	鎌倉山保全配慮地区
39	鎌倉山 1-6 号	0.01	—	鎌倉山一丁目 1402 番 5	鎌倉山保全配慮地区
40	鎌倉山 1-7 号	0.12	—	鎌倉山一丁目 1402 番 13 外 1 筆	
41	扇ガ谷	0.01	—	扇ガ谷一丁目 39 番 19 外 1 筆	
42	津西 2 号	0.88	—	津西一丁目 873 番 66 外 7 筆	腰越保全配慮地区
43	梶原 7 号	4.01	—	梶原五丁目 1257 番 24 外 22 筆	常盤山保全配慮地区
44	高野 1 号	0.84	—	高野 11 番外 1 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
45	高野 2 号	0.31	—	高野 32 番 1 外 1 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
46	高野 3 号	0.41	—	高野 1 番 5 外 3 筆	
47	城廻 1 号	0.10	—	城廻 61 番 4 外 3 筆	
48	腰越 2 号	3.90	—	腰越 1330 番 1 外 11 筆	都市緑地(腰越 2 号緑地)候補地
49	二階堂 1 号	0.21	—	二階堂 454 番 3	歴史的風土保存区域(一部特別保存地区)

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
50	寺分1号	0.33	—	寺分三丁目843番102外1筆	
51	寺分2号	1.30	—	寺分三丁目680番16外4筆	寺分一丁目特別緑地保全地区(一部)
52	山崎2号	0.02	—	山崎1495番18外2筆	一部鎌倉中央公園(拡大区域)に編入(136.43㎡)
53	(山崎3号)	0.02	—	山崎1495番16	(鎌倉中央公園(拡大区域)に編入)
54	常盤山	15.10	—	常盤422番4外138筆	常盤山特別緑地保全地区
55	寺分3号	0.13	—	寺分三丁目921番15外1筆	寺分一丁目特別緑地保全地区(一部)
56	二階堂2号	0.64	—	二階堂257番5外7筆	歴史的風土保存区域
57	七里ガ浜東2-1号	0.13	—	七里ガ浜一丁目2066番13外1筆	
58	七里ガ浜東2-2号	0.10	—	七里ガ浜東二丁目2129番1	
59	七里ガ浜東2-3号	0.43	—	七里ガ浜東二丁目2222番2	稲村ガ崎保全配慮地区
60	稲村ガ崎1-1号	0.94	—	七里ガ浜東三丁目1508番230外8筆	鎌倉山保全配慮地区
61	稲村ガ崎1-2号	0.26	—	稲村ガ崎五丁目732番138外2筆	鎌倉山保全配慮地区
62	稲村ガ崎2号	1.22	—	稲村ガ崎四丁目619番1外15筆	稲村ガ崎保全配慮地区
63	植木2号	0.32	—	植木425番30	植木特別緑地保全地区候補地
64	鎌倉山2号	0.83	—	鎌倉山一丁目888番3外6筆	鎌倉山保全配慮地区
65	笹目1号	0.57	—	笹目町384番外5筆	歴史的風土保存区域
66	天神山	2.85	—	山崎695番外39筆	天神山特別緑地保全地区
67	手広峯	0.39	—	手広二丁目440番外4筆	手広・笹田特別緑地保全地区
68	山ノ内明月谷	0.18	—	山ノ内236番13	風致公園(明月荘公園)候補地
69	岩瀬1号	0.13	—	大船1697番3外6筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
70	岩瀬2号	0.13	—	大船1685番10外5筆	
71	腰越満福寺	0.19	—	腰越二丁目117番2外5筆	腰越保全配慮地区
72	笹田三反所	0.83	—	笹田二丁目639番1外7筆	手広・笹田特別緑地保全地区
73	釈迦堂	0.05	—	浄明寺一丁目649番外1筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
74	胡桃ガ谷	1.27	—	浄明寺四丁目210番2外3筆	歴史的風土保存区域
75	腰越3号	0.44	—	津字猫池1069番12外15筆	
76	岡本戸部	3.12	—	岡本二丁目267番1外4筆	岡本特別緑地保全地区
77	扇ガ谷1号	0.81	—	扇ガ谷一丁目39番28外3筆	一部保安林
78	扇ガ谷2号	0.71	—	扇ガ谷四丁目536番外3筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
79	扇ガ谷3号	0.92	—	扇ガ谷四丁目634番1-2外3筆	歴史的風土特別保存地区
80	佐助1号	0.10	—	佐助二丁目659番外1筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
81	佐助2号	0.15	—	佐助二丁目728番	歴史的風土特別保存地区
82	佐助3号	0.75	—	佐助二丁目766番2外14筆	歴史的風土特別保存地区・一部保安林
83	極楽寺	0.76	—	極楽寺三丁目356番	歴史的風土特別保存地区
84	梶原8号	0.06	—	梶原五丁目1442番	
85	台西ノ台	0.10	—	台字西ノ台1853番外2筆	(仮称)山崎・台峯緑地
86	今泉台8号	0.43	—	今泉台一丁目1270番1外4筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
87	十二所1号	0.81	—	十二所字七曲649番1外4筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
88	観音山黙仙寺	0.62	—	岡本一丁目183番1外4筆	観音山特別緑地保全地区候補地
89	梶原9号	1.07	—	梶原四丁目1634番外3筆	常盤山特別緑地保全地区
90	稲村ガ崎3号	0.61	—	稲村ガ崎三丁目561番189外6筆	稲村ガ崎保全配慮地区
91	扇ガ谷4号	0.15	—	扇ガ谷二丁目251番	歴史的風土特別保存地区
92	植木3号	0.37	—	植木字峯ノ下750番1外1筆	貞宗寺特別緑地保全地区候補地
93	二階堂3号	0.10	—	二階堂字会下321番1外2筆	歴史的風土特別保存地区・保安林
	(七里ガ浜3号)				(鎌倉広町緑地に編入)
94	岡本内耕地	0.07	—	岡本字内耕地742番6	龍宝寺特別緑地保全地区候補地
95	等覚寺東光寺	0.42	—	梶原一丁目703番外15筆	等覚寺特別緑地保全地区
96	手広大谷	0.20	—	手広六丁目1016番9	手広特別緑地保全地区候補地
97	富士塚	0.61	—	寺分二丁目894番外1筆	上町屋特別緑地保全地区
			—	上町屋字谷戸792番1	上町屋特別緑地保全地区
98	津4号	0.65	—	津字猫池1059番1外9筆	
99	台亀井1-1号	0.26	—	台亀井1980番11外7筆	
100	台亀井1-2号	0.02	—	山ノ内字宮下小路672番13外1筆	
101	台亀井1-3号	0.41	—	台亀井1980番4外4筆	
102	手広1-3号	0.46	—	手広二丁目205番4外3筆	手広・笹田特別緑地保全地区
103	手広谷際	0.25	—	手広二丁目152番32外2筆	
104	二階堂4号	0.35	—	二階堂字亀ガ淵257番1外9筆	

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
105	山ノ内宮下小路	0.25	—	山ノ内宮下小路 664 番外 1 筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
106	雪ノ下 1 号	0.40	—	雪ノ下四丁目 530 番外 5 筆	歴史的風土保存区域（特別保存地区候補地）
107	二階堂 5 号	0.31	—	二階堂字荏柄 72 番 2 外 4 筆	
108	長谷 1 号	0.39	—	長谷五丁目 341 番 1 他	歴史的風土保存区域（特別保存地区候補地）
109	高野 4 号	0.29	—	高野 42 番 1	
110	佐助 4 号	0.03	—	佐助一丁目 619 番 5 外 1 筆	歴史的風土特別保存地区
111	広町 1-1 号	0.07	—	腰越字神田 1686 番外 4 筆	
112	広町 1-2 号	0.01	—	腰越字室ヶ谷 816 番	
113	広町 1-3 号	0.03	—	腰越字室ヶ谷 834 番 2 外 4 筆	
114	十二所 2 号	0.11	—	十二所字宇佐小路 742 番 1 他	歴史的風土保存区域（特別保存地区候補地）
115	長谷 2 号	0.08	—	長谷五丁目 353 番	歴史的風土保存区域（特別保存地区候補地）
116	稲村ガ崎 4 号	0.11	—	稲村ガ崎四丁目 619 番 7 外 1 筆	稲村ガ崎保全配慮地区
117	城廻 2 号	0.16	—	城廻字中村 658 番	
118	材木座 1 号	0.52	—	材木座四丁目 332 番 3 外 3 筆	歴史的風土保存区域（特別保存地区候補地）
119	御成	0.04	—	御成町 39 番 84	歴史的風土保存区域
120	津西 3 号	0.30	—	津西一丁目 873 番 61 外 3 筆	腰越保全配慮地区
121	今泉台 9 号	0.62	—	今泉台一丁目 1235 番 1	
122	山ノ内西瓜ヶ谷 2 号	0.04	—	山ノ内字西瓜ヶ谷 992 番	（仮称）山崎・台峯緑地
123	玉縄城址	0.27	—	植木 74 番	玉縄城址特別緑地保全地区
124	鎌倉山 3 号	0.03	—	鎌倉山一丁目 1405 番 11	鎌倉山保全配慮地区
125	梶原五丁目特別緑地保全地区	1.03	—	梶原五丁目 1470 番 1	梶原五丁目特別緑地保全地区
126	山ノ内西瓜ヶ谷 3 号	0.01	—	山ノ内字西瓜ヶ谷 994 番 5 外 2 筆	（仮称）山崎・台峯緑地
127	岩瀬 3 号	0.71	—	岩瀬字内耕地 919 番	岩瀬保全配慮地区
128	長谷 3 号	4.04	—	長谷五丁目 361 番 3 外 3 筆	歴史的風土保存区域
129	寺分 4 号	0.48	—	寺分一丁目 821 番 1 外 4 筆	寺分一丁目特別緑地保全地区
130	今泉 2 号	3.08	—	今泉一丁目 42 番 外 8 筆	近郊緑地特別保全地区
131	十二所 3 号	2.29	—	十二所字和泉谷 464 番 2	近郊緑地特別保全地区
132	十二所 4 号	5.51	—	十二所字和泉谷 457 番	近郊緑地特別保全地区
133	十二所 5 号	10.26	—	十二所字和泉谷 496 番外 4 筆	近郊緑地特別保全地区
134	腰越 4 号	0.05	—	腰越五丁目 291 番 7	
135	下坪	0.15	—	関谷字下坪 387 番 80 外 1 筆	
136	手広 2 号	0.05	—	手広二丁目 514 番 8 外 1 筆	
137	山ノ内西瓜ヶ谷	1.35	H29.6.15	山ノ内字西瓜ヶ谷 1140 番 1 他 13 筆	
138	山ノ内東瓜ヶ谷	0.34	H29.6.15	山ノ内字東瓜ヶ谷 1236 番 他 6 筆	
139	山ノ内宮下小路	0.30	R4.3.25	山ノ内字宮下小路 548 番 1 他	
140	七里ガ浜東 3 号	0.51	—	七里ガ浜東五丁目 1332 番外 5 筆	鎌倉山保全配慮地区
141	稲村ガ崎 5 号	0.42	—	稲村ガ崎一丁目 208-4 他 2 筆	
142	今泉 3 号	0.40	—	今泉三丁目 433 番の 2 外 1 筆	近郊緑地特別保全地区
143	十二所 6 号	3.29	—	十二所字七曲 645 番外 2 筆	近郊緑地特別保全地区
144	今泉 4 号	0.46	—	今泉五丁目 879 番 20 外 1 筆	近郊緑地特別保全地区
	今泉 3-1 号	0.80	—	今泉四丁目 572 番 1 外 5 筆	近郊緑地特別保全地区
	計	127.45			

注 1：供用されている緑地以外の緑地名は、全て（仮称）である

注 2：No121 材木座 1 号緑地についても合算している

注 3：No34 の一部(7,099.35 m²)は供用開始した夫婦池公園へ編入

注 4：No7, 28, 96 は供用開始した鎌倉広町緑地へ編入

○市民緑地

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	緑地名称	面積	契約期間	所在地	備 考
1	植木 1 号市民緑地	0.50	H29.10.25 ~ H49(R29).10.24	植木字 211 番 1 外 6 筆	(仮称)植木特別緑地保全地区候補地
	計	0.50			

(2) トラスト団体等が管理する緑地

○神奈川県が管理する緑地(トラスト緑地)

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

※トラスト緑地とは、神奈川県が設置した基金による買入れまたは寄贈により取得した緑地や、公益財団法人かながわトラストみどり財団との緑地保存契約により保全が図られている緑地です。

※この他に、鎌倉市と共有で鎌倉広町緑地の一部(15.96ha)、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(0.53ha)を所有しており、管理は協定により鎌倉市が行っています。

番号	緑地名称	面積	所在地	備 考
1	鎌倉坂ノ下緑地	2.35	坂ノ下 214-1 外	歴史的風土特別保存地区・史跡
2	鎌倉今泉緑地	0.31	今泉 4-572-6	近郊緑地特別保全地区
	計	2.66		

○公益財団法人鎌倉風致保存会の管理する緑地

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	緑地名称	面積	所在地	備 考
1	御谷山林	1.57	雪ノ下二丁目 33-1 外 6 筆	歴史的風土特別保存地区
2	笹目緑地	1.18	笹目町 324 外 8 筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
3	十二所果樹園	5.04	十二所 629-2 外 13 筆	近郊緑地特別保全地区、歴史的風土保存区域
4	坂井家住宅緑地	0.32	扇ガ谷四丁目 504 外 12 筆	歴史的風土保存区域 (一部特別保存地区候補地)
	計	8.11		

(3)公園愛護会・街路樹愛護会等一覧

○公園愛護会

番号	公園愛護会名	対象公園名
1	萩郷公園愛護会	萩郷公園
2	谷戸之前公園愛護会	やとのまえ公園
3	玉縄台公園愛護会	下坪かえる公園、他 1 公園 1 遊園
4	峯ノ下子鹿公園愛護会	峯ノ下こじか公園
5	栄町公園愛護会	栄町公園
6	南ヶ丘公園愛護会	大船はと公園、他 2 公園
7	大平山丸山町内会公園愛護会	大平山公園、他 5 公園
8	清水小路東公園愛護会	清水小路東公園
9	七里ガ浜東公園愛護会	七里ガ浜東二丁目公園、他 8 公園
10	城廻公園愛護会	清水小路公園、他 3 公園
11	浜上山自治会公園愛護会	腰越かに公園、他 2 公園
12	今泉台児童公園愛護会	吉ガ沢公園、他 6 公園 1 広場
13	梶原・雑木林の会公園愛護会	ききょうやま公園、他 1 公園
14	西鎌倉住宅地子供会公園愛護会	西鎌倉二丁目公園、他 2 公園
15	七里ガ浜二丁目公園愛護会	七里ガ浜二丁目公園、他 2 公園
16	琵琶苑児童公園愛護会	びわだ南公園、他 1 公園
17	手広公園愛護会	西ガ谷れんげ公園、他 4 公園 1 遊園
18	御所ガ丘公園愛護会	丹後ガ谷やまばと公園、他 2 公園
19	西すみれ公園愛護会	鎌倉山西すみれ公園
20	ダイヤハイツ鎌倉公園愛護会	長島ふな公園
21	いずみ会	今泉あざみ公園、他 3 公園
22	住友常盤公園愛護会	一向堂公園、他 1 公園
23	御所ガ丘子供会公園愛護会	丹後ガ谷公園
24	十二所ひよどり公園愛護会	十二所ひよどり公園
25	植木谷戸公園愛護会 東急ドエルアルス鎌倉植木管理組合	植木谷戸公園
26	台五丁目公園愛護会	台五丁目公園
27	なかよし公園愛護会	笛田ぎんなん公園、他 1 公園
28	小袋谷つる公園愛護会	小袋谷つる公園
29	梶原山公園愛護会	日当公園、他 5 公園
30	谷際公園愛護会	谷際ゆり公園、他 2 公園
31	手広片岡町内会公園愛護会	片岡公園、他 1 公園
32	西鎌倉山北公園愛護会	西鎌倉山北公園
33	岩瀬マンモス広場公園愛護会	岩瀬下関防災公園
34	西鎌倉山親寿会公園愛護会	鎌倉山西公園
35	岡本耕地公園愛護会	岡本耕地公園
36	ヒルズ鎌倉玉縄管理組合公園愛護会	玉縄さより公園
37	若宮ハイツ公園愛護会	若宮大路公園
38	岡本町内会公園愛護会	玉縄こいぬ公園、他 2 遊園
39	パラシオン鎌倉玉縄自治会公園愛護会※活動休止中	玉縄さくらんぼ公園
40	岩瀬たなご公園公園愛護会	岩瀬たなご公園
41	せきれい公園公園愛護会	寺分せきれい公園
42	諏訪ガ谷児童遊園公園愛護会	諏訪ガ谷児童遊園

番号	公園愛護会名	対象公園名
43	台ぶどう公園愛護会	台ぶどう公園
44	白山坂まつむし公園愛護会	津西まつむし公園
45	西鎌倉山子ども会公園愛護会	西鎌倉山ひばり公園
46	富士見児童遊園愛護会	ふじみ児童遊園
47	台ぐみ公園愛護会	台ぐみ公園
48	コスモ鎌倉玉縄公園愛護会	玉縄二丁目公園
49	かりん公園愛護会	鎌倉山かりん公園
50	市場公園愛護会	台あらかし公園、他 2 公園
51	戸部みつばち公園を守る会	戸部みつばち公園
52	今泉町内会愛護会	今泉青少年広場、他 1 遊園
53	こなら公園愛護会	浄明寺こなら公園
54	笛田コアラ公園愛護会	笛田コアラ公園
55	新風台公園愛護会	石原谷戸公園、他 1 公園
56	すみれ愛護会	上関もぐら公園、他 1 広場 2 公園
57	十二所町内会愛護会	ニツ橋児童遊園
58	岡本けやき公園愛護会	岡本けやき公園
59	雪ノ下岩谷堂町内会公園愛護会	雪ノ下きつつき公園
60	上河原自治会	材木座ひるがお公園
61	レーバンスクリーン会	山崎打越公園
62	緑地公園愛護会	宮ノ前あけび公園
63	山ノ内ハクモクレン公園愛護会	山ノ内ハクモクレン公園
64	稲村ガ崎びわ公園愛護会	稲村ガ崎びわ公園
65	十二所公園愛護会	十二所公園
66	よりとも児童遊園愛護会	よりとも児童遊園
67	熊野遊び場愛護会	熊野神社子どもの遊び場
68	たぶのき公園の会	材木座たぶのき公園
69	青空自主保育でんでんむし	腰越山王下公園
70	ゾウさん公園愛護会	東瓜ヶ谷子どもの遊び場
71	砂押川プロムナード桜愛護会	岩瀬こい公園
72	やんちゃお公園愛護会	大丸公園
73	いづみ自治会六本松公園愛護会	梶原六本松公園
74	鎌倉グランマックス自治会	岡本ゆずりは公園、他 1 公園
75	かば公園愛護会	七里ガ浜東かば公園
76	あおぞら愛護会	大町ほおじろ公園
77	小袋谷亀甲会公園愛護会	いつくしま神社子どもの遊び場他 1 広場
78	七里ガ浜あしか公園愛護会	七里ガ浜あしか公園
79	にこにこ愛護会	常盤さつき公園、他 1 公園
80	めだか公園愛護会	岩瀬めだか公園
81	土橋町内会ちどり公園愛護会	腰越ちどり公園
82	「ふかふか」うぐい公園愛護会	下耕地うぐい公園
83	もぐら公園愛護会	笛田トマト公園
84	日坂はぎ公園愛護会	日坂はぎ公園
85	中原町内公園愛護会	腰越くじら公園
86	つくし公園愛護会	長谷つくし公園
87	大船こねこ愛護会	やとのまえこねこ公園
88	ザ・パークハウスオイコス鎌倉大船公園愛護会 ※R3.12.9 設立。R4.4.1 から報償金の支給開始。	岩瀬一丁目公園
89	若宮町内会公園愛護会	由比ガ浜とびうお公園他 1 公園
90	ブルースカイ愛護会	笛田くま公園
91	森守会	西鎌倉山南公園

○街路樹愛護会

番号	街路樹愛護会名	設 立	会員数(人)
1	鎌倉駅東口街路樹愛護会※R4.3月末解散	H 4. 6. 17	58
2	岡本内耕地線街路樹愛護会	H 4. 6. 24	56
3	梶原山1号線街路樹愛護会	H 4. 7. 16	(1,250 世帯)
4	七里ガ浜東街路樹愛護会	H 5. 9. 9	(1,500 世帯)
5	萩郷みどり会	H 5. 11. 11	240
6	北鎌倉台商店会	H 6. 6. 30	18
7	住友常盤街路樹愛護会	H 6. 7. 5	173
8	城廻自治会	H 7. 6. 21	354
9	谷際街路樹愛護会	H 7. 11. 13	15
10	栄町街路樹愛護会	H 9. 7. 15	(245 世帯)
11	琵琶苑街路樹愛護会	H 9. 9. 1	20
12	今泉台町内会	H11. 4. 1	5,000
13	鎌倉白山坂街路樹愛護会	H12. 3. 2	230
14	桜街路樹愛護会	H15. 10. 2	10
15	西鎌倉山親寿会街路樹愛護会	H18. 4. 1	69
16	富士見町町内会	H18. 4. 1	(600 世帯)
17	砂押川プロムナードさくら愛護会	H19. 4. 1	29
18	大平山・丸山町内会街路樹愛護会	H23. 10. 1	(980 世帯)
19	手広片岡町内会街路樹愛護会	H29. 5. 1	(158 世帯)

※ 会員数は設立当初の数値です。

○市民緑地愛護会

市民緑地愛護会名称	設立	会員数(H30 年度末現在)	対象とする市民緑地
玉縄城緑地愛護会	H24	26 名	植木1号市民緑地

(4) 公的な緑地保全・緑化推進団体等

団体の名称	設 立	会員数等	団体設立の趣旨・目的等
公益財団法人 鎌倉風致保存会	S39. 12	338 名	御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。 わが国のナショナル・トラストの第一号であり、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的に、自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。
公益財団法人 鎌倉市公園協会	S59. 3. 28	—	公園及び緑地の円滑な運営を行い、その健全な利用の増進及び緑化思想の啓発を図り、もって都市の美観及び風致の向上に寄与することを目的としています。

(5) その他の緑化推進団体

団体の名称	設 立	会員数等	団体設立の趣旨・目的等
NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	H27. 4. 8	77 名	一般市民に対し、鎌倉市内の緑の保全活動を市民、行政、或いは事業者と協力して実施し、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及啓発及び地域の人々の健全な心身の育成を推進する事業を行い、ひいては人と自然とが共生できる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2. 緑の資源に関する資料

(1) 史跡・名勝・天然記念物等

○史跡・名勝

区分	指定	名称・面積・指定年月日
史跡	国	法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)(1.10ha S2.4.8・S2.6.14、追加・名称変更 H12.1.31、追加・名称変更 H18.7.28)、日野俊基墓(0.01ha S2.4.8)、浄光明寺境内・冷泉為相墓(2.22ha S2.4.8、追加・名称変更 H19.2.6、一部指定解除・追加 H21.7.23)、極楽寺境内・忍性墓(4.08ha S2.4.8、追加・名称変更 H20.3.28・H20.7.28)、伝上杉憲方墓(0.01ha S2.4.8)、稲村ヶ崎(1.90ha S9.3.13)、若宮大路(3.64ha S10.6.7、追加 H18.1.26)、浄智寺境内(6.15ha S41.2.28)、寿福寺境内(4.14ha S41.3.22、追加 H20.7.28)、永福寺跡(8.75ha S41.6.14、追加 H20.7.28)、建長寺境内(43.74ha S41.9.12、追加 H19.7.26)、浄妙寺境内(3.68ha S41.11.2)、鶴岡八幡宮境内(19.28ha S42.4.24、追加 H17.8.29)、円覚寺境内(16.55ha S42.4.24)、覚園寺境内(8.32ha S42.6.22)、和賀江嶋(6.93ha S43.10.14、追加 H18.1.26)、朝夷奈切通(9.71ha S44.6.5、追加 H15.8.27・H19.7.26・H20.7.28)、亀ヶ谷坂(3.30ha S44.6.5)、巨福呂坂(3.13ha S44.11.29)、仮粧坂(11.3ha S44.11.29、追加 H19.7.26、一部指定解除・追加 H21.7.23)、瑞泉寺境内(16.0ha S46.11.8、追加 H20.3.28)、大仏切通(1.87ha S52.8.10、一部指定解除・追加 H2.3.29)、北条氏常盤亭跡(13.96ha S53.12.19)、名越切通(6.23ha S41.4.11、追加 S56.10.13・S58.11.26・H20.7.28、H21.7.23)、明月院境内(4.86ha S59.2.9)、東勝寺跡(5.02ha H10.7.31)、鎌倉大仏殿跡(2.48ha H16.2.27)、荏柄天神社境内(0.58ha H17.7.14)、仏法寺跡(3.40ha H18.7.28)、一升枳遺跡(1.46ha H19.2.6)、大町釈迦堂口遺跡(1.62ha H22.8.5)
	県	段葛(S30.8.30)、百八やぐら(覚園寺)(S36.7.4)
	市	十一人塚(S36.11.15)、内藤家墓地(S37.9.11)、瓜ヶ谷やぐら群(S46.9.11)、多宝寺址やぐら群(S46.9.11)、洗馬谷横穴群(S46.9.11)、千葉ヶ谷横穴群(S49.4.10)、大伴神主家墓所(H7.10.13)、番場ヶ谷やぐら群(H7.10.13)、相馬師常墓やぐら(H8.10.18)
名勝	国	建長寺庭園(S7.7.23)、円覚寺庭園(S7.7.23)、瑞泉寺庭園(S46.11.8)

○天然記念物

指定	名称・指定年月日
市	鶴岡八幡宮のビャクシン(S38.7.17)、荏柄天神社のイチヨウ(S38.7.17)、覚園寺のマキ(S38.7.17)、瑞泉寺のオウバイ(S38.7.17)、光則寺のカイドウ(S38.7.17)、寿福寺のビャクシン(S38.7.17)、英勝寺のトウカエデ(S38.7.17)、浄智寺のコウヤマキ(S38.7.17)、円覚寺のビャクシン(S38.7.17)、覚園寺のツバキ(S47.12.12)、浄光明寺のマキ(S47.12.12)、浄智寺のタチヒガン(S47.12.12)、大慶寺のビャクシン(S47.12.12)、浄智寺のビャクシン(S48.4.11)、安養院のマキ(S48.4.11)、鶴岡八幡宮のマキ(S48.4.11)、鶴岡八幡宮のケヤキ(S48.4.11)、御霊神社のタブノキ(S48.4.11)、瑞泉寺のフユザクラ(S48.4.11)、光明寺のクロガネモチ(S48.4.11)、円覚寺のウスキモクセイ(S48.4.11)、成福寺のビャクシン(S49.4.10)、妙本寺のイチヨウ(S49.4.10)、円覚寺のビャクシン(S49.4.10)、安国論寺のヤマザクラ(市原虎の尾)(S51.4.13)、鶴岡八幡宮のシロシダレ(S52.6.11)、安国論寺のサザンカ(S52.6.11)、浄光明寺のビャクシン(H9.10.13)、建長寺のビャクシン(イブキ)(H10.11.9)

○これまでに策定した史跡保存管理計画

史跡名称	保存管理計画策定	備考
鶴岡八幡宮境内	策定済(S63.3)	H13.3 改訂 H23.12 資料編策定
若宮大路	策定済(H18.3)	
荏柄天神社境内	策定済(H19.3)	
建長寺境内	策定済(H18.3)	
瑞泉寺境内	策定済(H19.3)	
鎌倉大仏殿跡	策定済(H19.3)	
覚園寺境内	策定済(H19.3)	
永福寺跡	策定済(S53.3)	H9.10 策定の保存整備基本計画に植生管理に関する事項を記載。H23.12 資料編策定
法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	策定済(H19.3)	
北条氏常盤亭跡	策定済(H19.3)	
和賀江嶋	策定済(H18.3)	
仏法寺跡	策定済(H20.3)	
一升榊遺跡	策定済(H20.3)	
朝夷奈切通、名越切通、亀ヶ谷坂、仮粧坂、大仏切通	策定済(H20.3)	
浄光明寺境内・冷泉為相墓	策定済(H20.6)	
寿福寺境内	策定済(H20.6)	
極楽寺境内・忍性墓	策定済(H20.6)	
東勝寺跡	策定済(H20.7)	
円覚寺境内	策定済(H22.3)	

※早期に策定され、植生管理に関する記載がない一部史跡については、近年作成された同様な他の計画における基本的な考え方に基づいた対応をしています。

(2) その他緑地に関する資料

○保全対象としている土地等の所有者に対して、緑地保契約等の要請をしています。

樹木・樹林・生け垣を所有している皆様へ

鎌倉市

保存樹木等の指定についてお願い

鎌倉市では、緑の保全及び創造に関する条例に基づき、市内の風致の維持に機能する美観的に優れた樹木、樹林、生け垣を保全するため、保存樹木等の指定を行っています。

指定を受けた所有者等に対しては、その保全の支援のための奨励金を交付しています。

鎌倉市の緑豊かな都市環境を後世に継承できるように、次の指定基準に該当する樹木等を所有されている方は、是非、ご連絡いただきますようお願いいたします。

後日、担当者が詳しいご説明をさせていただくとともに、状況を確認いたします。

○指定の要件

項 目	指 定 の 対 象		備 考
保 存 樹 木	ア	1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。	・健全で、かつ、樹容が美観上優れていること ・指定期間は3年
	イ	高さが15メートル以上であること。	
	ウ	株立ちした樹木（ツツジなど）で、高さが3メートル以上であること。	
	エ	はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。	
保 存 樹 林	土地の面積が500平方メートル以上であること。		
保 存 生 け 垣	生け垣の長さが20メートル以上であること。		

○奨励金の基準

項 目	単 位	奨励金の額
保 存 樹 木	1本または1株につき	年額1,800円
保 存 樹 林	100平方メートルにつき	年額530円
保 存 生 け 垣	片側面積10平方メートルにつき	年額860円

※令和5年度の年額です。

○指定実績（令和5年度末指定状況）

項 目	件 数	本数・面積	備 考
保 存 樹 木	67件	327本	
保 存 樹 林	174件	2,311,598.34平方メートル	
保 存 生 け 垣	100件	9,016.35平方メートル	

事務担当：都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467（61）3486

この文書についてご不明な内容等がございましたら、担当までお問い合わせください。

市街化区域内の樹林等を所有している皆様へ

鎌倉市

緑地保全契約の締結についてお願い

鎌倉市は、緑地保全事業推進要綱に基づき、主として市街化区域[※]内の概ね 1,000 平方メートル以上の緑地の所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持を図っています。

鎌倉市が緑豊かな都市環境を後世に継承できるように、次の基準に該当する樹林等を所有されている方には、是非、ご連絡をいただけるようお願いいたします。

後日、担当者が、指定を受けた所有者に対する奨励金交付の内容等、詳しいご説明をさせていただくとともに、状況を確認させていただきます。

○ 指定の要件（対象とする緑地）

- ◎ 主として市街化区域のおおむね 1,000 平方メートル以上の緑地です。
- ◎ 緑地保全契約及び指定の期間は、原則、10 年間です。

○ 奨励金の額

- ◎ 奨励金の額は、次の合計額とし、予算の範囲内で、所有者の請求に基づき交付されます。
- ◆ 当該年度の固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税相当額
- ◆ 1 平方メートル当たり 13 円（令和 5 年度年額）

○ 指定実績（令和 5 年度末指定状況）

指 定 件 数	指 定 面 積
105 件	483,702.75 平方メートル

事務担当：都市景観部みどり公園課みどり担当 電話 0467（61）3486

この文書についてご不明の内容等があれば、お問い合わせください。

[※] 市街化区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

Ⅲ 鎌倉市緑政審議会に関する資料

1. 主な審議項目等

- 鎌倉市は、緑の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための鎌倉市長の附属機関として、平成10年1月23日に「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」第6条の規定に基づく緑政審議会を設置しました。
- 緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるができる機関とし、公募により選出された市民・学識経験者で構成されています。(平成24年9月の条例改正により、市議会議員が削除されました。)
- 平成10年1月23日の第1回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることにより、鎌倉市の緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を推進することができました。
- 令和4、5年度の主な審議項目等は、次のとおりです。(令和4年3月までの内容は、緑の基本計画に掲載しています。)

回	開催日	主な審議項目等
第79回	令和4年7月25日	・会長の選出及び会長職務代理の指名 ・前回審議会会議録の確認(審議) ・鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について(報告) ・山崎・台峯緑地の開園について ・令和3年度緑政実績について(報告)
第80回	令和5年11月15日	・前回審議会会議録の確認(審議) ・(仮称)植木特別緑地保全地区の指定について(報告) ・緑地保全推進地区内行為について(報告)

2. 鎌倉市緑政審議会委員

- 緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項の規定に従い、市民及び学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱しています。
- 条例では15名以内の委員をもって組織することになっています。
- 平成24年9月27日、条例改正により市議会議員が委員から外れています。
- 現在(第14期：令和6年1月23日～令和8年1月22日)、10名を委員に委嘱しています。

■鎌倉市緑政審議会委員(現委員：令和6年1月23日～令和8年1月22日、市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略)

会長	入江彰昭	学識経験者(造園学・地域制緑地)東京農業大学教授
会長職務代理	押田佳子	学識経験者(ランドスケープエコロジー)日本大学准教授
	表 政子	市 民
	山内政敏	市 民
	植木陽子	市 民
	飯田晶子	学識経験者(緑地環境計画)東京大学大学院特任研究員(主幹研究員)
	岩田晴夫	学識経験者(生態学)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学SFC非常勤講師
	佐藤雄基	学識経験者(歴史学)立教大学教授
	上村真由子	学識経験者(森林生態学)日本大学准教授
	松行美帆子	学識経験者(都市計画)横浜国立大学大学院教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、敬称略)

市議会議員 赤松正博・伊東正博・太田治代・仙田みどり・西岡幸子・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・
前川綾子・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・渡邊 隆・和田猛美

市 民 池英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・久保順三・久保野充・斎藤忠邦・
斎藤マリ・佐藤二郎・柴田好敏・杉山順子・村田禮子・北山武征・煙原郁子・二松工・野口
景子・山本俊文・田中美恵子

学識経験者 飯村 武(生物学)・梶山正三(法律)・鈴木 亘(歴史)
藤原良章(歴史)・秋山哲雄(歴史)・石川幹子(環境・ビオトープ)・越澤明(都市計画)・
興水肇(造園)・志村直愛(建築デザイン)

IV その他

1 緑の基本計画推進の取り組みに関連する事項等

時 期	取り組みに関連する事項	概 要
平成 18 年 9 月	・(社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」(Vol. 67 第 3 号)に「鎌倉市の古都保存法の制定と市民運動」について事例紹介しました。	
平成 19 年 3 月 16 日	・国土交通省都市・地域整備局 公園緑地課主催による、第 3 次公園・緑化技術 5 箇年計画 第 1 回成果発表会「みどりの技術フォーラム」で、「鎌倉市緑の基本計画の改訂にあたっての取り組み」を発表しました。	於：東京農業大学
平成 19 年 4 月	・(社)日本公園緑地協会発行の「新編緑の基本計画ハンドブック」(監修：国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課)に、鎌倉市緑の基本計画が策定事例として紹介されました。(鎌倉市が原稿作成に協力しています)	2001 年版でも、鎌倉市緑の基本計画の見直しの事例が紹介されています。
平成 19 年 5 月 19 日～ 20 日	・(社)日本造園学会が開催した、同学会の平成 19 年度全国大会に「住民との協働による緑地保全・整備の事例紹介」としてポスター展示するとともに、鎌倉市の緑の基本計画実現に向けた取り組みの概要を発表しました。 ・同学会の分科会「都市のみどりの保全・創出に関する制度と活用事例について」で、鎌倉市の緑の基本計画に基づく緑地保全の取り組みを事例紹介しました。 ・同学会のミニフォーラム「湘南海岸の景観とみどり」に参画しました。	於：日本大学生物資源科学部
平成 19 年 12 月	・(財)都市緑化技術開発機構発行の「都市緑化技術」(Vol. 67)における「特集・GIS とみどり」で、「鎌倉市緑の基本計画改訂にあたっての取り組み」として、緑の基本計画に係る GIS の活用について報告しました。	
平成 20 年 1 月 18 日	・国土交通省、総務省、文化庁、神奈川県、横浜市、鎌倉市、(財)古都保存財団、(社)日本公園緑地協会など多くの団体で構成する「第 1 回美しい日本の歴史的風土・環境フォーラム実行委員会」主催のフォーラムで、「鎌倉市緑の基本計画に基づく、歴史的風土・緑地保全の取り組み」について発表しました。	於：赤レンガ倉庫ホール
平成 20 年 1 月 19 日	・上記のフォーラムの現地見学会が、鎌倉市内で実施されました。	※他に横浜市、大磯町でも実施
平成 20 年 4 月 26 日	・特定非営利活動法人社叢(しゃそう)学会で、鎌倉市の緑地保全の取り組みについて報告しました。	
平成 20 年 12 月 21 日	・平成 19 年 6 月から平成 20 年 12 月にかけて、桜前線研究所により、鎌倉市における桜の生育株数調査が実施され、市内におおよそ 15,000 本余りの桜が生育しているとの調査結果が公表されました。	※桜前線研究所は、桜の開花時期予想等を行う研究所で、「玉縄桜をひろめる会」の会員です。
平成 21 年 5 月 25 日	・日本造園学会全国大会分科会で、生物多様性の保全に関する地方自治体での取り組みとして、鎌倉広町緑地の事例を紹介しました。	於：明治大学
平成 21 年 11 月 26 日	・みどりショップの会で、鎌倉市の緑の保全と創造の取り組みについて紹介等しました。	於：大船学習センター
平成 21 年 12 月	・(財)都市緑化技術開発機構発行の「都市緑化技術」(2009 年 No. 75)における「特集・みどりと教育」で、(財)鎌倉風致保存会が、「中学生みどりボランティア体験学習」の活動を紹介しました。	

時 期	取り組みに関連する事項	概 要
平成 22 年 11 月 14 日	・ APEC(アジア太平洋経済協力)の閉幕後、オバマ米大統領が鎌倉大仏殿高德院を再訪しました。	
平成 23 年 3 月	・ (社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」に、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉 ―鎌倉市緑の基本計画―」として、鎌倉市緑の基本計画の策定と改訂に関する事例報告をしました。	
平成 23 年 8 月 26 日	・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)(第 2 次一括法)が成立し、平成 24 年 4 月 1 日付で緑の基本計画の推進に関連する法律が改正されることとなりました。	※都市計画法・首都圏近郊緑地保全法・都市緑地法・都市公園法等の改正
平成 24 年 11 月 20 日	・ (一社)日本公園緑地協会主催の公園緑地講習会で、「鎌倉市緑の基本計画推進の取り組み」について、市職員による講義を行いました。	
平成 25 年 3 月	・ 日本造園学会「造園技術報告集 2013」に「鎌倉市の実効性と担保力を高める緑の基本計画策定の取り組み」について報告しました。	
平成 25 年 5 月 25、26 日	・ 日本造園学会全国大会で、鎌倉市緑の基本計画推進の取り組みについて、ポスター報告しました。	於：千葉大学
平成 25 年 6 月 3 日	・ (一社)日本公園緑地協会が主催する緑の基本計画に関する座談会に市職員が出席しました。	
平成 25 年 9 月	・ (一社)公園緑地協会発行の「公園緑地」(Aug. 2013 VOL74)に緑の基本計画の取り組みについて寄稿しました。	
平成 25 年 10 月 30 日	・ (一社)日本公園緑地協会全国大会で鎌倉市緑の基本計画の取り組みについて発表しました。	
平成 25 年 11 月 21 日	・ 市長が、国土交通省・関東地方整備局意見交換に出席し、鎌倉市の緑政事業の課題等について、国と意見交換しました。	
平成 28 年 2 月	・ (公財)都市緑化機構発行の「都市緑化技術」(機関紙第 99 号)に「鎌倉市の緑保全～鎌倉市緑地保全基金を活用した緑地の確保～」を寄稿しました。	
平成 28 年	・ (一社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」(VOL. 77)に風致保存会常務理事兼事務局長が「鎌倉の古都保存について」を寄稿しました。	
平成 29 年 10 月 27 日	・ (一社)日本公園緑地協会全国大会で市長が鎌倉市緑の基本計画の取り組みについて発表しました。	
平成 29 年 11 月 11、12 日	・ 日本造園学会関東支部大会で「史料に見る鎌倉市の歴史的風土保存区域指定の変遷」について報告しました。	
平成 29 年 11 月 29 日	・ 東京農業大学にて市職員が鎌倉市の緑行政等に関する講義を行いました。	
平成 30 年 3 月	・ (一財)日本緑化センター発行の「グリーン・エージ 平成 30 年 3 月号」に市内の地域制緑地指定の経緯・現状・課題について寄稿しました。	
平成 30 年 11 月 7 日	・ 東京農業大学にて市職員が鎌倉市の緑行政等に関する講義を行いました。	

2 国・県に対する施策・制度・予算に関する要望まとめ(神奈川県市長会、神奈川県議団を通じた要望)

年度 (提出)	要望 国・県		都市緑地の保全(国)／広域的な緑地保全の推進について(県)			
			歴史的風土特別保存地区 及び近郊緑地特別保全地区指定 近郊緑地特別保全地区買入支援	地域制緑地適 正維持管理へ の支援制度の 創設	緑地保全事業 助成事業の拡 充	手広・川名緑地 保全
平成 22 年度 (21 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)			
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)	◎	○	◎
平成 23 年度 (22 年度)	国政に関 する要望	4 月	◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)	◎		
		6 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定)	◎	○	◎
平成 24 年度 (23 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
		10 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	○	◎
平成 25 年度 (24 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
		10 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 26 年度 (25 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 27 年度 (26 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 28 年度 (27 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 29 年度 (28 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
平成 30・31 年度 (29・30 年 度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)			
平成 31 年度 (30 年度)	国政に関す る要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
令和 2 年度 (元年度)	国政に関す る要望		◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		

年度 (提出)	要望 国・県	都市緑地の保全(国)／広域的な緑地保全の推進について(県)			
		歴史的風土特別保存地区 及び近郊緑地特別保全地区指定 近郊緑地特別保全地区買入支援	地域制緑地適 正維持管理へ の支援制度の 創設	緑地保全事業 助成事業の拡 充	手広・川名緑地 保全
令和3年度 (2年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	
令和4年度 (3年度)	国政に関する 要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	
令和4年度 (3年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	
令和5年度 (4年度)	国政に関する 要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	
令和5年度 (4年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	◎
令和6年度 (5年度)	国政に関する 要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	
令和6年度 (5年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望	◎(歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	◎	◎

※◎＝鎌倉市からの要望、○＝他市からの要望を示します。

※表の空欄部分は、庁内へ要望しなかったもの、もしくは庁内調整により、他要望を優先して提出したものです。

※国政に関する要望は平成27年度分から30年度分までは庁内調整により、他要望を優先して提出しています。

3 近年の主な各種顕彰表彰・受賞歴

年度等	対象	賞の名称・概要
平成 3 年度から現在	市内小学 4 年～中学生	・緑化ポスターコンクールを、市内の小学校 4～6 年生及び中学校の児童・生徒を対象にして実施し、優秀作品を選出して表彰しています。
平成 10 年度	NPO 法人かまくら緑の会	・かながわトラストみどり財団からの感謝状を授与しました。(みどりの実践団体への登録が 10 年)
平成 12 年度	七里ガ浜二丁目公園愛護会	・第 10 回全国花のまちづくりコンクールで最優秀賞・建設大臣賞を受賞しました。
平成 13 年度	NPO 法人かまくら緑の会	・第 21 回都市緑化基金賞(緑の都市賞・地域緑化部門)を受賞しました。
平成 14 年度	鎌倉芸術館周辺まちづくり協議会	・まちづくり月間 国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 14 年度	鎌倉市緑の基本計画	・一般社団法人日本公園緑地協会 緑の基本計画評価システム検討委員会により、優良事例全国第 2 位に選定されました。
平成 15 年度	鎌倉市	・財団法人都市緑化基金主催による「緑の都市賞」で国土交通大臣賞を受賞しました。
平成 16 年 1 月	緑のレンジャー・ジュニア	・鎌倉ユネスコ協会からユネスコユース賞を受賞しました。
平成 16 年度	鎌倉の自然を守る連合会	・国土交通大臣から都市緑化功労賞を受賞しました。
平成 16 年 11 月	みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 17 年度	鎌倉風致保存会	・国土交通省・まちづくり月間実行委員会により、第 23 回まちづくり月間国土交通大臣表彰を受けました。
平成 18 年度	NPO 法人鎌倉広町・台峯の自然を守る会	・都市緑化功労賞国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 18 年度	鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区・旧華頂宮邸庭園	・都市公園法施行 50 周年記念事業実行委員会により、日本の歴史公園 100 選に選定されました。
平成 18 年度	鎌倉市	・古都保存法施行 40 周年をを記念して、「美しい日本の歴史的風土 100 選実行委員会」が主催した「美しい日本の歴史的風土 100 選(特別枠)」に選定されました。
平成 19 年度	NPO 法人かまくら緑の会理事長 高柳英麿氏	・緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受けました。
平成 19 年 11 月	(財)鎌倉風致保存会	・地方自治法施行 60 周年記念表彰で総務大臣表彰を受けました。
平成 19～25 年度、平成 27 年度	鎌倉造園界	・緑化まつり庭園展示会において、来場者の投票により、鎌倉市長賞、技術賞、アイデア賞を選定し、表彰しました。
平成 21 年 4 月	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	・横浜動物の森公園で開催された第 20 回全国「みどりの愛護」の式典で表彰されました。
平成 21 年 11 月	NPO 法人北鎌倉の景観を後世に伝える基金 梶原山町内会 みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)

年度等	対象	賞の名称・概要
平成 22 年度	清泉女学院中学高等学校	・玉縄城址特別緑地保全地区内の土地を所有し、緑の保全に貢献したとして、市政功労者表彰(環境保全功労)されました。
平成 22 年 5 月	NPO 法人かまくら緑の会理事長 高柳英麿氏	・緑綬褒章を受章しました。
平成 23 年 3 月	鎌倉市緑のレンジャー・ジュニア	・こどもエコクラブ全国事務所から「平成 22 年度こどもエコクラブ全国フェスティバル」において、選抜クラブとして認められました。(一年間の活動をまとめた壁新聞)
平成 23 年 11 月	鎌倉市緑政審議会会長 輿水肇氏 (明治大学教授(当時))	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
平成 23 年度	かまくら桜の会	・さくら功労賞を受賞しました。
平成 24 年 6 月	東レ株式会社基礎研究センター	・神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者として表彰されました。(15.5 万㎡の緑地を長年保全)
平成 24 年 11 月	洞門山を守る会 鎌倉広町台峯の緑を守る会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 25 年 4 月	鎌倉市緑の基本計画	・国と(一社)日本公園緑地協会が共同で行った「緑の基本計画優良事例 40 選」で、全国の市町村が策定した 403 計画の中から 22 ある最優良事例の一つに選定され、表彰を受けました。
平成 25 年 10 月	NPO 法人かまくら緑の会 かまくら緑の探偵団	・(公財)国土緑化推進機構より緑の少年団育成功労賞を表彰されました。
平成 25 年 11 月	鎌倉市緑政審議会会長職務代理 越澤明氏(北海道大学大学院教授 (当時))、 同審議会委員 石川幹子氏(中央 大学教授)	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
	みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 26 年 2 月	NPO 法人鎌倉広町の森市民協議会	・かながわ地球環境賞の地球環境保全活動部門を受賞しました。
平成 26 年 6 月	七里ガ浜自治会	・かながわトラストみどり財団三浦半島地区推進協議会から感謝状を交付されました。 (みどりの実践団体に登録してから 10 年目)
平成 26 年 10 月	(公財)鎌倉市公園協会	・平成 26 年度第 30 回都市公園コンクールにおいて、(一社)日本公園緑地協会 会長賞(管理運営部門 作品名「楽しいネーミングによる公園サポーターとの公園管理」)を受賞しました。
平成 26 年 11 月	岩田晴夫氏、木村光子氏、久保廣 晃氏、杉山順子氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (緑のレンジャー指導員として 20 年間)
平成 27 年 11 月	志村昭氏 鎌倉広町緑地友の会	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 27 年 11 月	(公財)鎌倉風致保存会	・(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞しました。
平成 28 年 6 月	(公財)鎌倉風致保存会	・NPO 法人美し国づくり協会から、美し国づくり景観大賞・特別賞を受賞しました。
平成 28 年 10 月	(公財)鎌倉風致保存会	・国土交通大臣から都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

年度等	対象	賞の名称・概要
平成 23 年 11 月	鎌倉市景観市議会委員（鎌倉市緑政審議会委員）志村直愛氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 （条例により設置された審議会等の構成員 15 年）
平成 29 年 6 月	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	・国土交通省他が組織・運営した「第 28 回全国『みどりの愛護』のつどい実行委員会」が主催する第 28 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 29 年 11 月	鎌倉市緑政審議会委員岩田晴夫氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 （条例により設置された審議会等の構成員 15 年）
平成 29 年 11 月	玉縄城址まちづくり会議	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 （市の環境美化に貢献）
平成 29 年 11 月	土屋志郎氏（元市まちづくり景観部長）	・長年みどり行政に尽力してきたことに対し、第 38 回公園緑地折下功労賞を受賞しました。
平成 29 年 12 月	鎌倉市	・（公財）都市緑化機構から、鎌倉市の緑の基本計画推進の取り組みに対し、第 37 回緑の都市賞・内閣総理大臣賞を受賞しました。
平成 30 年 1 月	鎌倉市緑政審議会興水肇会長、越澤明会長職務代理（当時）	・長年にわたり、鎌倉市緑政審議会会長又は会長職務代理として審議会の運営に尽力した両学識経験者委員の退任にあたり、市長から感謝状を贈呈しました。
平成 30 年 5 月	玉縄城緑地愛護会	・国土交通省他が組織・運営した「第 29 回全国『みどりの愛護』のつどい実行委員会」が主催する第 29 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 30 年 11 月	田中美恵子氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 （緑のレンジャー指導員として 20 年間）
令和 3 年 4 月 23 日	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	・緑化活動の推進、緑化思想の普及啓発に顕著な功績のあった個人又は団体に対して行われる「令和 3 年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。
令和 5 年 11 月	黒川信幸氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 （鎌倉風致保存会の会員として、ボランティア活動等を通じて、保存会の発展に寄与し、本市の歴史的遺産と自然環境の保全に大きく貢献した。）
令和 5 年 11 月	廣瀬義輝氏	

